

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表等)</p> <p>第3条 略</p> <p>第3条の2 略</p> <p>第3条の3 行政職給料表の9級の職を占める職員で審議監の職にあるものの給料月額は、第3条及び次条の規定にかかわらず、<u>566,800円</u>を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。</p>	<p>(給料表等)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(別表第1)</p> <p>(2) 公安職給料表(別表第2)</p> <p>(3) 研究職給料表(別表第3)</p> <p>(4) 医療職給料表(別表第4)</p> <p>ア 医療職給料表(一)</p> <p>イ 医療職給料表(二)</p> <p>ウ 医療職給料表(三)</p> <p>(5) 大学教育職給料表(別表第5)</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び第4条の規定にかかわらず、86万円を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。</p> <p>第3条の3 行政職給料表の9級の職を占める職員で審議監の職にあるものの給料月額は、第3条及び次条の規定にかかわらず、<u>560,900円</u>を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。</p>

(初任給調整手当)

第7条の3 略

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 416,600円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 51,600円
- (3)・(4) 略

2・3 略

(期末手当)

第14条の5 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第14条の8において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の175」とする。

(初任給調整手当)

第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 415,600円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 51,100円
- (3)・(4) 略

2・3 略

(期末手当)

第14条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第14条の8までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条から第14条の8までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第16条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第14条の8において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とする。

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

5～7 略

(勤勉手当)

第14条の8 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

5～7 略

(勤勉手当)

第14条の8 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定管理職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3～5 略

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400		398,500		
95		299,700	347,800		398,800		
96		300,100	348,200		399,000		
97		300,300	348,400		399,200		
98		300,600	348,800		399,500		
99		301,000	349,200		399,800		
100		301,400	349,500		400,000		
101		301,600	349,800		400,200		
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	366,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600		394,300		
95		296,200	344,100		394,600		
96		296,600	344,500		394,800		
97		296,800	344,700		395,000		
98		297,100	345,100		395,300		
99		297,500	345,500		395,600		
100		297,900	345,800		395,800		
101		298,100	346,100		396,000		
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				

105		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>							
106		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>							
107		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>							
108		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>							
109		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>							
110		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>							
111		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>							
112		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>							
113		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>							
114		<u>305,300</u>								
115		<u>305,600</u>								
116		<u>306,000</u>								
117		<u>306,200</u>								
118		<u>306,400</u>								
119		<u>306,700</u>								
120		<u>307,000</u>								
121		<u>307,400</u>								
122		<u>307,600</u>								
123		<u>307,900</u>								
124		<u>308,200</u>								
125		<u>308,500</u>								
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	

備考 略

105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>							
106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>							
107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>							
108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>							
109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>							
110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>							
111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>							
112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>							
113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>							
114		<u>302,000</u>								
115		<u>302,300</u>								
116		<u>302,700</u>								
117		<u>302,900</u>								
118		<u>303,100</u>								
119		<u>303,400</u>								
120		<u>303,700</u>								
121		<u>304,100</u>								
122		<u>304,300</u>								
123		<u>304,600</u>								
124		<u>304,900</u>								
125		<u>305,200</u>								
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	

備考 略

49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400	
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700	
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000	
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200	
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500	
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800	
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100	
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300	
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600	
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900	
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100	
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300	
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600	
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900	
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200	
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400	
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700	
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000	
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300	
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500	
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800	
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100	
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400	
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600	
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100		
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400		
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600		
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800		
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100		
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400		
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600		
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800		
94	308,300	330,200	356,200	389,800	421,700			
95	309,200	331,400	357,700	390,300	422,100			
96	310,000	332,600	359,100	390,800	422,500			
97	310,800	333,800	360,400	391,200	422,800			
98	311,800	335,100	361,600	391,600	423,200			
99	312,700	336,300	362,700	392,100	423,600			
100	313,600	337,500	363,900	392,600	424,000			
101	314,500	338,900	365,000	393,000	424,300			
102	315,500	339,800	366,100	393,500				
103	316,500	340,800	367,200	394,000				
104	317,400	341,900	368,300	394,500				

定年前再任用
短時間勤務
職員以外の
職員

49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400	
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700	
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900	
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600		
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900		
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100		
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300		
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600		
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900		
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100		
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300		
94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200			
95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600			
96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000			
97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300			
98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700			
99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100			
100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500			
101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800			
102	311,500	335,700	361,800	389,200				
103	312,500	336,700	362,900	389,800				
104	313,500	337,800	364,000	390,300				

定年前再任用
短時間勤務
職員以外の
職員

105	318,200	343,000	369,500	394,800					
106	318,800	344,100	370,000	395,200					
107	319,400	345,100	370,600	395,700					
108	320,000	346,100	371,200	396,000					
109	320,500	347,300	371,800	396,300					
110	321,000	348,300	372,300	396,800					
111	321,400	349,300	372,700	397,300					
112	321,900	350,200	373,200	397,800					
113	322,700	351,100	373,600	398,100					
114	323,400	352,000	374,000	398,600					
115	324,100	353,000	374,500	399,100					
116	324,700	354,000	375,000	399,600					
117	325,300	355,000	375,400	399,900					
118	326,000	355,400	375,900	400,400					
119	326,700	356,000	376,500	400,900					
120	327,500	356,600	377,000	401,400					
121	328,100	356,900	377,200	401,800					
122	328,400	357,300	377,700	402,300					
123	328,900	357,700	378,200	402,700					
124	329,400	358,100	378,600	403,200					
125	329,700	358,500	379,100	403,600					
126			379,600						
127			380,100						
128			380,600						
129			380,900						
130			381,400						
131			381,900						
132			382,400						
133			382,700						
134			383,200						
135			383,600						
136			384,000						
137			384,300						
138			384,800						
139			385,300						
140			385,800						
141			386,100						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 略

105	314,300	338,900	365,200	390,600					
106	314,900	340,000	365,700	391,000					
107	315,500	341,000	366,300	391,500					
108	316,100	342,000	366,900	391,800					
109	316,600	343,200	367,500	392,100					
110	317,100	344,200	368,000	392,600					
111	317,500	345,200	368,500	393,100					
112	318,000	346,100	369,000	393,600					
113	318,800	347,000	369,400	393,900					
114	319,500	347,900	369,800	394,400					
115	320,200	348,900	370,400	394,900					
116	320,800	349,900	370,900	395,400					
117	321,400	350,900	371,300	395,700					
118	322,200	351,300	371,800	396,200					
119	322,900	351,900	372,400	396,700					
120	323,700	352,500	372,900	397,200					
121	324,300	352,800	373,100	397,600					
122	324,600	353,200	373,600	398,100					
123	325,100	353,700	374,100	398,500					
124	325,600	354,100	374,500	399,000					
125	325,900	354,500	375,000	399,400					
126			375,500						
127			376,000						
128			376,500						
129			376,800						
130			377,300						
131			377,800						
132			378,300						
133			378,600						
134			379,100						
135			379,500						
136			379,900						
137			380,200						
138			380,700						
139			381,200						
140			381,700						
141			382,000						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考 略

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
	41	251,100	310,100	368,400	409,400	497,400
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
74	281,200	326,800	394,300	445,900	
75	281,900	327,500	394,900	446,400	
76	282,600	328,200	395,600	446,900	
77	283,200	328,900	396,300	447,400	
78	283,900	329,600	396,800		
79	284,600	330,300	397,400		
80	285,200	331,000	398,000		
81	285,800	331,700	398,500		
82	286,500	332,500	399,100		
83	287,200	333,200	399,700		
84	287,800	333,800	400,200		
85	288,400	334,300	400,700		
86	289,100	334,800	401,200		
87	289,800	335,200	401,700		
88	290,400	335,600	402,400		
89	291,000	335,900	402,800		
90	291,700	336,400	403,300		
91	292,400	336,800	403,800		
92	293,000	337,200	404,500		
93	293,600	337,500	404,900		
94	294,300	337,900	405,400		
95	294,900	338,300	405,900		
96	295,500	338,700	406,600		
97	295,800	339,200	407,000		
98	296,400	339,700			
99	297,000	340,200			
100	297,500	340,700			
101	298,000	341,200			
102	298,400	341,700			
103	298,800	342,200			
104	299,200	342,700			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
74	268,600	320,600	389,700	441,200	
75	269,600	321,700	390,300	441,700	
76	270,600	322,700	391,000	442,200	
77	271,600	323,800	391,700	442,700	
78	272,600	324,800	392,300		
79	273,600	325,700	392,900		
80	274,500	326,600	393,500		
81	275,500	327,500	394,100		
82	276,600	328,300	394,700		
83	277,700	329,000	395,300		
84	278,600	329,600	395,900		
85	279,500	330,100	396,400		
86	280,400	330,600	396,900		
87	281,300	331,100	397,400		
88	282,000	331,500	398,100		
89	282,800	331,800	398,500		
90	283,900	332,300	399,000		
91	284,900	332,800	399,500		
92	285,900	333,200	400,200		
93	286,800	333,500	400,600		
94	287,700	333,900	401,100		
95	288,700	334,300	401,600		
96	289,600	334,700	402,300		
97	289,900	335,200	402,700		
98	290,800	335,700			
99	291,500	336,200			
100	292,400	336,700			
101	293,300	337,200			
102	293,900	337,700			
103	294,600	338,200			
104	295,300	338,700			

	105	<u>299,600</u>	<u>343,100</u>			
	106	<u>300,100</u>	<u>343,500</u>			
	107	<u>300,600</u>	<u>344,000</u>			
	108	<u>300,900</u>	<u>344,400</u>			
	109	<u>301,100</u>	<u>344,900</u>			
	110	<u>301,500</u>	<u>345,300</u>			
	111	<u>301,800</u>	<u>345,700</u>			
	112	<u>302,000</u>	<u>346,100</u>			
	113	<u>302,300</u>	<u>346,600</u>			
	114	<u>302,600</u>	<u>347,000</u>			
	115	<u>302,900</u>	<u>347,400</u>			
	116	<u>303,200</u>	<u>347,800</u>			
	117	<u>303,500</u>	<u>348,300</u>			
	118	<u>303,800</u>	<u>348,700</u>			
	119	<u>304,000</u>	<u>349,100</u>			
	120	<u>304,300</u>	<u>349,500</u>			
	121	<u>304,600</u>	<u>349,900</u>			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		<u>221,800</u>	<u>263,600</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>390,600</u>

備考 略

	105	<u>295,800</u>	<u>339,100</u>			
	106	<u>296,300</u>	<u>339,500</u>			
	107	<u>296,800</u>	<u>340,000</u>			
	108	<u>297,200</u>	<u>340,400</u>			
	109	<u>297,400</u>	<u>340,900</u>			
	110	<u>297,800</u>	<u>341,300</u>			
	111	<u>298,100</u>	<u>341,800</u>			
	112	<u>298,300</u>	<u>342,200</u>			
	113	<u>298,600</u>	<u>342,700</u>			
	114	<u>298,900</u>	<u>343,100</u>			
	115	<u>299,200</u>	<u>343,600</u>			
	116	<u>299,500</u>	<u>344,000</u>			
	117	<u>299,800</u>	<u>344,500</u>			
	118	<u>300,100</u>	<u>344,900</u>			
	119	<u>300,300</u>	<u>345,300</u>			
	120	<u>300,600</u>	<u>345,700</u>			
	121	<u>300,900</u>	<u>346,100</u>			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		<u>218,500</u>	<u>259,700</u>	<u>284,500</u>	<u>327,000</u>	<u>385,700</u>

備考 略

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	
90		489,800		
91		490,400		
92		490,800		
93		491,300		
94		491,900		
95		492,500		
96		493,000		
97		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円
	301,700	344,400	399,500	473,300

備考 略

49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円
	297,300	339,700	394,300	467,400

備考 略

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	411,900	
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	412,200	
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	412,500	
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	412,700	
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800		
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300			
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900			
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400			
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000			
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600			
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100			
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600			
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100			
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600			
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900			
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400			
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800			
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200			
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600			
86		294,100	330,400	351,200				
87		294,300	330,600	351,500				
88		294,500	330,900	351,800				
89		294,900	331,300	352,200				
90		295,100	331,700	352,500				
91		295,300	332,000	352,800				
92		295,500	332,300	353,100				
93		295,900	332,600	353,500				
94		296,100	332,800	353,800				
95		296,300	333,200	354,100				
96		296,600	333,500	354,400				
97		296,900	333,700	354,700				
98		297,100	334,000	355,100				
99		297,300	334,300	355,500				
100		297,600	334,600	355,900				
101		297,900	334,800	356,400				
102		298,100	335,100	356,800				
103		298,300	335,400	357,200				
104		298,600	335,600	357,600				
105		298,900	335,800	358,100				
106			336,000					
107			336,400					

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500	
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800	
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100	
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300	
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					

	108			336,600					
	109			336,800					
	110			337,200					
	111			337,600					
	112			338,000					
	113			338,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考 略

	108			333,000					
	109			333,200					
	110			333,600					
	111			334,000					
	112			334,400					
	113			334,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考 略

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	436,900	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	437,200	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,500	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	437,900	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
94	290,200	320,400	353,500	371,500	398,300		
95	290,800	321,100	354,100	371,900	398,800		
96	291,400	321,700	354,700	372,200	399,200		
97	292,000	322,200	355,100	372,800	399,600		
98	292,500	322,500	355,500	373,300	400,000		
99	293,000	323,100	356,000	373,800	400,500		
100	293,500	323,700	356,400	374,300	400,900		
101	294,000	324,100	356,900	374,900	401,300		
102	294,500	324,700	357,300	375,400			
103	295,000	325,300	357,800	375,900			
104	295,400	325,800	358,200	376,300			
105	295,800	326,200	358,500	376,900			
106	296,300	326,700	359,000	377,400			
107	296,800	327,200	359,400	377,900			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,300	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100		
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600		
96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000		
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400		
98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800		
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300		
100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700		
101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100		
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			

108	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>
109	<u>297,300</u>	<u>328,100</u>	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>
110	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>
111	<u>297,800</u>	<u>328,800</u>	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>
112	<u>298,100</u>	<u>329,100</u>	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>
113	<u>298,400</u>	<u>329,400</u>	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>
114	<u>298,600</u>	<u>329,800</u>	<u>362,600</u>	
115	<u>298,900</u>	<u>330,100</u>	<u>363,100</u>	
116	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>	<u>363,500</u>	
117	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>	<u>363,900</u>	
118	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>	<u>364,300</u>	
119	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>	<u>364,800</u>	
120	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>	<u>365,300</u>	
121	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>	<u>365,700</u>	
122	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>	<u>366,200</u>	
123	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>	<u>366,700</u>	
124	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>	<u>367,200</u>	
125	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>	<u>367,500</u>	
126	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>		
127	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>		
128	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>		
129	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>		
130	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>		
131	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>		
132	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>		
133	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>		
134	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>		
135	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>		
136	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>		
137	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>		
138	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>		
139	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>		
140	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>		
141	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>		
142	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>		
143	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>		
144	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>		
145	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>		
146	<u>307,900</u>	<u>339,700</u>		
147	<u>308,200</u>	<u>340,100</u>		
148	<u>308,600</u>	<u>340,500</u>		
149	<u>308,800</u>	<u>340,800</u>		
150	<u>309,000</u>	<u>341,200</u>		
151	<u>309,300</u>	<u>341,600</u>		
152	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>		
153	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>		
154	<u>310,200</u>			
155	<u>310,400</u>			
156	<u>310,700</u>			
157	<u>311,000</u>			
158	<u>311,300</u>			
159	<u>311,600</u>			
160	<u>311,900</u>			
161	<u>312,300</u>			
162	<u>312,600</u>			
163	<u>312,900</u>			

108	<u>293,500</u>	<u>323,800</u>	<u>355,700</u>	<u>374,400</u>
109	<u>293,700</u>	<u>324,200</u>	<u>356,200</u>	<u>375,000</u>
110	<u>294,000</u>	<u>324,600</u>	<u>356,700</u>	<u>375,400</u>
111	<u>294,200</u>	<u>324,900</u>	<u>357,200</u>	<u>375,900</u>
112	<u>294,500</u>	<u>325,200</u>	<u>357,700</u>	<u>376,400</u>
113	<u>294,800</u>	<u>325,500</u>	<u>358,200</u>	<u>377,000</u>
114	<u>295,000</u>	<u>325,900</u>	<u>358,700</u>	
115	<u>295,300</u>	<u>326,300</u>	<u>359,200</u>	
116	<u>295,500</u>	<u>326,600</u>	<u>359,600</u>	
117	<u>295,800</u>	<u>326,800</u>	<u>360,000</u>	
118	<u>296,100</u>	<u>327,100</u>	<u>360,400</u>	
119	<u>296,400</u>	<u>327,500</u>	<u>360,900</u>	
120	<u>296,700</u>	<u>327,700</u>	<u>361,400</u>	
121	<u>297,000</u>	<u>327,900</u>	<u>361,800</u>	
122	<u>297,400</u>	<u>328,200</u>	<u>362,300</u>	
123	<u>297,700</u>	<u>328,500</u>	<u>362,800</u>	
124	<u>298,100</u>	<u>328,800</u>	<u>363,300</u>	
125	<u>298,300</u>	<u>329,000</u>	<u>363,600</u>	
126	<u>298,500</u>	<u>329,300</u>		
127	<u>298,800</u>	<u>329,700</u>		
128	<u>299,200</u>	<u>329,900</u>		
129	<u>299,400</u>	<u>330,100</u>		
130	<u>299,700</u>	<u>330,300</u>		
131	<u>300,100</u>	<u>330,700</u>		
132	<u>300,500</u>	<u>330,900</u>		
133	<u>300,700</u>	<u>331,200</u>		
134	<u>301,000</u>	<u>331,600</u>		
135	<u>301,400</u>	<u>332,000</u>		
136	<u>301,700</u>	<u>332,400</u>		
137	<u>301,900</u>	<u>332,700</u>		
138	<u>302,200</u>	<u>333,100</u>		
139	<u>302,600</u>	<u>333,500</u>		
140	<u>302,900</u>	<u>333,900</u>		
141	<u>303,100</u>	<u>334,200</u>		
142	<u>303,500</u>	<u>334,600</u>		
143	<u>303,900</u>	<u>334,900</u>		
144	<u>304,200</u>	<u>335,300</u>		
145	<u>304,400</u>	<u>335,600</u>		
146	<u>304,600</u>	<u>336,000</u>		
147	<u>304,900</u>	<u>336,400</u>		
148	<u>305,300</u>	<u>336,800</u>		
149	<u>305,500</u>	<u>337,100</u>		
150	<u>305,700</u>	<u>337,500</u>		
151	<u>306,000</u>	<u>337,900</u>		
152	<u>306,300</u>	<u>338,300</u>		
153	<u>306,700</u>	<u>338,600</u>		
154	<u>306,900</u>			
155	<u>307,100</u>			
156	<u>307,400</u>			
157	<u>307,700</u>			
158	<u>308,000</u>			
159	<u>308,300</u>			
160	<u>308,600</u>			
161	<u>309,000</u>			
162	<u>309,300</u>			
163	<u>309,600</u>			

	164	<u>313,200</u>						
	165	<u>313,600</u>						
	166	<u>313,900</u>						
	167	<u>314,200</u>						
	168	<u>314,500</u>						
	169	<u>314,900</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 略

	164	<u>309,900</u>						
	165	<u>310,300</u>						
	166	<u>310,600</u>						
	167	<u>310,900</u>						
	168	<u>311,200</u>						
	169	<u>311,600</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 略

別表第5（第3条関係）

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	261,400	317,100	358,300	423,100
	2	263,600	319,300	360,900	425,000
	3	265,700	321,500	363,500	426,800
	4	267,600	323,600	366,000	428,500
	5	269,400	325,700	368,400	430,200
	6	270,900	327,600	370,800	432,100
	7	272,400	329,400	373,300	434,000
	8	273,900	331,200	375,700	435,800
	9	275,700	333,000	378,200	437,200
	10	277,700	334,900	380,700	439,100
	11	279,700	336,700	383,200	441,000
	12	281,700	338,500	385,600	442,900
	13	283,700	340,300	388,000	444,300
	14	285,900	341,900	389,600	446,200
	15	288,000	343,500	391,100	448,100
	16	290,100	345,000	392,600	450,000
	17	292,000	346,500	393,600	451,700
	18	294,700	348,100	395,300	453,500
	19	297,400	349,700	396,700	455,300
	20	300,000	351,300	398,000	457,100
	21	302,600	352,700	399,200	459,100
	22	305,000	354,700	400,200	461,300
	23	307,400	356,700	401,200	463,700
	24	309,600	358,700	402,200	466,000
	25	311,800	360,500	403,100	468,000
	26	313,800	362,100	404,200	470,100
	27	315,800	363,700	405,300	472,200
	28	317,800	365,300	406,400	474,200
	29	319,800	366,600	407,500	476,200
	30	321,700	368,100	408,600	478,500
	31	323,600	369,500	409,700	480,700
	32	325,500	370,800	410,800	482,600
	33	327,300	372,100	411,900	484,500
	34	329,200	373,300	413,000	486,600
	35	331,100	374,500	414,100	488,800
	36	333,000	375,600	415,300	490,800
	37	334,700	376,700	416,300	492,900
	38	335,900	378,100	417,400	494,900
	39	337,000	379,400	418,500	496,800
	40	338,100	380,700	419,700	498,700
	41	338,700	382,000	420,600	500,700
	42	339,100	383,300	421,700	502,600
	43	339,500	384,600	422,800	504,300
	44	339,900	385,900	423,800	506,200
	45	340,500	387,200	424,800	508,100
	46	341,000	388,400	425,900	509,900
	47	341,500	389,600	427,000	511,700
	48	341,900	390,700	428,100	513,500

別表第5（第3条関係）

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	257,700	318,700	368,000	436,500
	14	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	262,400	322,700	371,700	439,900
	16	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	272,200	330,000	379,600	448,800
	20	274,900	331,700	381,400	451,100
	21	277,600	333,100	383,200	453,100
	22	280,200	335,500	384,700	455,400
	23	282,700	337,600	385,900	457,800
	24	285,100	339,800	387,100	460,100
	25	287,500	341,600	388,200	462,100
	26	290,000	343,500	389,900	464,200
	27	292,400	345,600	391,600	466,300
	28	294,900	347,700	393,300	468,400
	29	297,300	349,600	395,000	470,400
	30	299,600	351,500	396,600	472,700
	31	301,800	353,300	398,000	474,900
	32	304,000	355,000	399,300	476,800
	33	306,200	356,900	400,900	478,700
	34	308,400	358,500	402,500	480,800
	35	310,900	360,000	404,000	483,000
	36	313,100	361,400	405,700	485,000
	37	315,400	362,800	406,800	487,100
	38	316,700	364,800	408,300	489,100
	39	318,300	366,700	409,800	491,000
	40	319,700	368,400	411,000	492,900
	41	321,100	370,100	411,900	494,900
	42	321,500	371,900	413,500	496,800
	43	321,900	373,500	415,000	498,500
	44	322,300	374,900	416,600	500,400
	45	322,900	376,600	417,900	502,300
	46	323,400	378,300	419,400	504,100
	47	324,200	379,800	420,800	505,900
	48	325,000	381,300	422,300	507,700

定年前再
任用
短時間
勤務職
員以
外の
職員

49	342,300	391,800	429,100	515,200
50	342,700	393,000	430,300	516,900
51	343,100	394,100	431,500	518,700
52	343,500	395,200	432,700	520,500
53	343,900	396,300	433,400	522,000
54	344,300	397,500	434,300	523,600
55	344,700	398,700	435,200	525,300
56	345,100	399,800	436,000	526,900
57	345,500	400,800	436,800	528,500
58	345,900	401,800	437,700	529,800
59	346,300	402,800	438,600	531,100
60	346,700	403,700	439,400	532,300
61	347,100	404,900	440,100	533,500
62	347,500	406,300	441,000	534,500
63	347,900	407,700	442,000	535,500
64	348,300	409,100	442,900	536,500
65	348,700	409,900	443,800	537,100
66	349,100	410,900	444,700	538,000
67	349,500	411,900	445,700	538,900
68	349,900	413,000	446,600	539,800
69	350,300	413,900	447,600	540,700
70	350,800	414,700	448,600	541,500
71	351,200	415,500	449,500	542,200
72	351,600	416,200	450,500	542,700
73	351,900	416,900	451,400	543,400
74	352,400	417,800	452,300	543,900
75	352,800	418,600	453,200	544,700
76	353,200	419,200	454,200	545,300
77	353,600	419,800	455,000	545,800
78	354,100	420,200	455,400	
79	354,600	420,500	456,000	
80	355,100	420,800	456,600	
81	355,600	421,100	457,200	
82	356,300	421,400	457,900	
83	357,000	421,600	458,200	
84	357,700	421,900	458,800	
85	358,300	422,100	459,200	
86	358,900	422,400	459,500	
87	359,500	422,700	459,800	
88	360,100	423,000	460,100	
89	360,600	423,200	460,400	
90	361,000	423,400		
91	361,400	423,700		
92	361,800	424,000		
93	362,200	424,200		
94	362,600	424,500		
95	363,100	424,800		
96	363,500	425,100		
97	364,100	425,300		
98	364,600	425,600		
99	365,000	425,900		
100	365,500	426,100		
101	365,900	426,300		
102	366,400	426,600		
103	366,700	426,900		
104	367,100	427,100		

定年前再
任用
短時間
勤務職
員以
外の
職員

49	325,600	382,800	423,600	509,400
50	326,300	384,400	424,800	511,100
51	327,000	385,900	426,100	512,900
52	327,700	387,500	427,300	514,800
53	328,700	388,600	428,000	516,300
54	329,400	390,100	428,900	517,900
55	329,800	391,500	429,800	519,600
56	330,400	393,100	430,700	521,200
57	330,800	394,400	431,500	522,800
58	331,500	395,800	432,400	524,100
59	332,200	397,100	433,300	525,400
60	332,800	398,400	434,100	526,600
61	333,500	399,600	434,800	527,800
62	334,400	401,000	435,700	528,800
63	335,300	402,400	436,700	529,800
64	336,100	403,800	437,600	530,800
65	336,800	404,800	438,500	531,400
66	337,800	405,900	439,400	532,300
67	338,500	406,900	440,400	533,200
68	339,500	408,000	441,300	534,100
69	340,100	408,900	442,300	535,000
70	341,000	409,700	443,300	535,800
71	341,900	410,500	444,200	536,500
72	342,800	411,200	445,200	537,000
73	343,100	411,900	446,200	537,700
74	344,100	412,800	447,100	538,200
75	345,100	413,600	448,000	539,000
76	346,100	414,300	449,000	539,600
77	347,100	414,900	449,800	540,100
78	348,000	415,300	450,300	
79	348,900	415,600	451,000	
80	349,800	415,900	451,600	
81	350,700	416,200	452,400	
82	351,600	416,500	453,100	
83	352,500	416,700	453,400	
84	353,400	417,000	454,000	
85	354,000	417,200	454,400	
86	354,600	417,500	454,700	
87	355,200	417,800	455,000	
88	355,800	418,100	455,300	
89	356,300	418,300	455,600	
90	356,700	418,600		
91	357,100	418,900		
92	357,500	419,200		
93	357,900	419,400		
94	358,300	419,700		
95	358,800	420,000		
96	359,200	420,300		
97	359,800	420,500		
98	360,300	420,800		
99	360,700	421,100		
100	361,200	421,300		
101	361,600	421,500		
102	362,100	421,800		
103	362,400	422,100		
104	362,800	422,300		

105	<u>367,600</u>	<u>427,300</u>		
106	<u>368,000</u>			
107	<u>368,500</u>			
108	<u>369,000</u>			
109	<u>369,400</u>			
110	<u>369,900</u>			
111	<u>370,300</u>			
112	<u>370,700</u>			
113	<u>371,100</u>			
114	<u>371,500</u>			
115	<u>371,900</u>			
116	<u>372,300</u>			
117	<u>372,700</u>			
118	<u>373,100</u>			
119	<u>373,500</u>			
120	<u>373,900</u>			
121	<u>374,200</u>			
122	<u>374,600</u>			
123	<u>375,100</u>			
124	<u>375,400</u>			
125	<u>375,800</u>			
126	<u>376,300</u>			
127	<u>376,800</u>			
128	<u>377,200</u>			
129	<u>377,600</u>			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	<u>288,000</u>	<u>299,000</u>	<u>321,200</u>	<u>406,100</u>

備考 略

105	<u>363,300</u>	<u>422,500</u>		
106	<u>363,700</u>			
107	<u>364,200</u>			
108	<u>364,700</u>			
109	<u>365,100</u>			
110	<u>365,600</u>			
111	<u>366,100</u>			
112	<u>366,500</u>			
113	<u>366,900</u>			
114	<u>367,300</u>			
115	<u>367,800</u>			
116	<u>368,200</u>			
117	<u>368,600</u>			
118	<u>369,000</u>			
119	<u>369,500</u>			
120	<u>369,900</u>			
121	<u>370,200</u>			
122	<u>370,600</u>			
123	<u>371,100</u>			
124	<u>371,400</u>			
125	<u>371,800</u>			
126	<u>372,300</u>			
127	<u>372,800</u>			
128	<u>373,200</u>			
129	<u>373,600</u>			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	<u>283,800</u>	<u>294,800</u>	<u>316,800</u>	<u>401,000</u>

備考 略

第2

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3の規定による手当を含む。第16条において同じ。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>第3条の3 行政職給料表の9級の職を占める職員で審議監の職にあるものの給料月額は、第3条及び次条の規定にかかわらず、<u>580,600円</u>を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。</p> <p>(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略 2～5 略 6・7 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3の規定による手当を含む。第16条において同じ。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>第3条の3 行政職給料表の9級の職を占める職員で審議監の職にあるものの給料月額は、第3条及び次条の規定にかかわらず、<u>566,800円</u>を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。</p> <p>(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略 2～5 略 6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>

8 次の各号に掲げる職員の第6項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第6項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

9～11 略

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。

2 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける

る。

8 55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員の第6項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第6項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

9～11 略

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項本文の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職8級職員

職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条 削除

等)という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となった職員に

扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級職員等が行政職9級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級職員等以外のものが行政職9級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外のものが行政職8級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第9条の2 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 略

(3) 3級地 100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(4) 4級地 100分の8を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(5) 5級地 100分の4を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

4 略

第9条の3 略

2 職員が在勤する地域を異にして異動（人事委員会規則で定める異動に限る。）した場合において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前条第3項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が同条第2項に定める割合に達しないこと

(地域手当)

第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内の地域及び人事委員会規則で定める県外の地域に在勤する職員に支給する。

2 県内の地域に在勤する職員の地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の3.2を乗じて得た額とする。

3 県外の地域に在勤する職員の地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(2) 2級地 100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(3) 3級地 100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(4) 4級地 100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(5) 5級地 100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(6) 6級地 100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(7) 7級地 100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

4 略

第9条の3 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

となる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が県内の地域若しくは同条第1項の人事委員会規則で定める県外の地域に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、同条の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（同条第4項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 前条第2項に定める支給割合（同項に定める支給割合が当該異動の後に変更された場合において、当該異動の日の前日の同項に定める支給割合を超えたときにあっては、当該異動の日の前日の同項に定める支給割合。次号及び第3号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 前条第2項に定める支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 前条第2項に定める支給割合に100分の60を乗じて得た割合

（住居手当）

第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（県が設置する公舎及び職員住宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもの

（住居手当）

第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎及び職員住宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第10条 略

2 略

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額（第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員（1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。））にあつては、その額

2・3 略

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として1年を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間をいう。以下この号において同じ。）につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額（短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
ア～サ 略

(3) 略

3・4 略

(単身赴任手当)

第10条の2 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居

- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,700円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,500円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 8,300円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 11,100円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,700円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,500円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,300円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,100円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 27,900円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上である職員 30,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3・4 略

(単身赴任手当)

第10条の2 略

2 略

3 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない

から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(在宅勤務等手当)

第10条の3 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特殊勤務手当)

第11条 略

(特地勤務手当等)

第11条の2 略

第11条の3 略

事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(特殊勤務手当)

第11条 略

(特地勤務手当等)

第11条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地公署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

3 第9条の2第1項に規定する地域に所在する特地公署に勤務する職員には、同条第2項又は第3項の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

第11条の3 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を

移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署（以下「準特地公署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は公署の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

（超過勤務手当）

第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした

（超過勤務手当）

第13条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4～6 略

（管理職員特別勤務手当）

第14条の3 第7条の2に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員（以下「特別調整額受給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特別調整額受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

（2）略

4 略

次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4～6 略

（管理職員特別勤務手当）

第14条の3 第7条の2に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員（以下「特別調整額受給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特別調整額受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

（2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 略

(特定の職員についての適用除外)

第14条の4 略

- 2 第7条から第9条の4まで、第10条の3、第11条、第13条から前条まで、第14条の8及び第15条の規定は、第3条の2の規定の適用を受ける職員には適用しない。
- 3 第4条第3項から第11項まで、第7条の3及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 4 第7条の3、第8条、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第11条の2及び第11条の3の規定は、短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。
- 5 略

(期末手当)

第14条の5 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1)～(4) 略
- 3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。
- 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。
- 5～7 略

(勤勉手当)

第14条の8 略

- 2 略

(特定の職員についての適用除外)

第14条の4 略

- 2 第7条から第9条の4まで、第11条、第13条から前条まで、第14条の8及び第15条の規定は、第3条の2の規定の適用を受ける職員には適用しない。
- 3 第4条第3項から第11項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 4 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第11条の2及び第11条の3の規定は、短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。
- 5 略

(期末手当)

第14条の5 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1)～(4) 略
- 3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の175」とする。
- 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 5～7 略

(勤勉手当)

第14条の8 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の10.5（特定管理職員にあっては、100分の12.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、特勤手当、へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）第4条の規定によるへき地手当（同条例第5条の規定による手当を含む。）及び農林漁業普及指導手当の月額並びに初任給調整手当、在宅勤務等手当及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額（給与の減額に係るものにあつては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に限る。）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額とする。

（技能職員の給与の種類及び基準）

第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、特勤手当、へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）第4条の規定によるへき地手当（同条例第5条の規定による手当を含む。）及び農林漁業普及指導手当の月額並びに初任給調整手当及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額（給与の減額に係るものにあつては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に限る。）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額とする。

（技能職員の給与の種類及び基準）

第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200		
2		266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100		
3		267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300		
4		268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600		
5		269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100		
6		270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400		
7		271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400		
8		272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900		
9		273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900		
10		274,300	310,700	336,700	369,600	424,200				
11		275,300	312,300	338,400	371,200	425,700				
12		276,400	313,900	340,000	372,700	427,200				
13		277,400	315,400	341,500	374,600	428,700				
14		278,700	317,000	343,100	376,500	430,000				
15		280,000	318,600	344,700	378,400	431,300				
16		281,200	320,200	346,200	380,200	432,500				
17		282,500	321,700	347,600	381,700	433,700				
18		283,800	323,400	349,300	383,500	435,000				
19		285,000	325,000	350,900	385,200	436,300				
20		286,200	326,600	352,500	386,800	437,500				
21		287,300	328,000	353,700	388,500	438,700				
22		288,500	329,700	355,200	389,900	439,500				
23		289,800	331,400	356,700	391,300	440,300				
24		291,100	333,000	358,200	392,700	441,100				
25		292,400	334,200	359,900	394,100	441,700				
26		293,400	336,100	361,700	395,300	442,300				
27		294,400	337,800	363,400	396,500	442,900				
28		295,500	339,400	365,100	397,500	443,500				
29		296,600	340,900	366,500	398,600	444,200				
30		297,800	342,500	367,800	399,800	445,000				
31		298,900	344,100	369,000	400,900	445,400				
32		300,100	345,700	370,400	402,000	446,100				
33		301,300	347,400	371,500	402,700	446,600				
34		302,600	349,200	372,400	403,400	447,000				
35		303,900	351,000	373,400	404,100	447,400				
36		305,200	352,800	374,500	404,800	447,800				
37		306,500	354,300	375,300	405,400	448,200				
38		307,800	355,700	376,200	406,000	448,600				
39		309,100	357,100	377,100	406,500	449,000				
40		310,400	358,500	377,900	406,900	449,300				
41		311,700	360,000	378,700	407,300	449,600				
42		313,000	360,800	379,500	407,500	450,000				
43		314,300	361,800	380,300	407,800	450,300				
44		315,400	362,800	381,000	408,100	450,600				
45		316,300	363,700	381,700	408,400	450,900				
46		317,600	364,800	382,400	408,700					
47		318,900	365,700	383,100	409,000					
48		320,200	366,700	383,800	409,300					

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500		
2		262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600		
3		263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600		
4		264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600		
5		265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600		
6		266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600		
7		267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600		
8		268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700		
9		269,300	298,800	321,300	348,800	390,300	433,100	489,400		
10		270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500		
11		271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500		
12		272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600		
13		273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300		
14		274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600		
15		275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900		
16		276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200		
17		277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200		
18		278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600		
19		280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100		
20		281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500		
21		282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700		
22		283,800	317,000	343,100	369,900	417,500	456,900	517,100		
23		285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600		
24		286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100		
25		287,300	321,700	347,600	374,600	421,700	461,200	521,200		
26		288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300		
27		289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500		
28		291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700		
29		292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700		
30		293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600		
31		294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500		
32		295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400		
33		296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200		
34		297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100		
35		298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800		
36		300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300		
37		301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000		
38		302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600		
39		303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400		
40		305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000		
41		306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500			
42		307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000			
43		309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400			
44		310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700			
45		311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000			
46		313,000	355,700	376,200	403,400	445,000				
47		314,300	357,100	377,100	404,100	445,400				
48		315,400	358,500	377,900	404,800	446,100				

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>
50	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>
51	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>
52	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>
53	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>
54	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>
55	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>
56	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>
57	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>
58	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>
59	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>
60	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>
61	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>
62	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>
63	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>
64	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>
65	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>
66	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>
67	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
68	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
69	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
70	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
71	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
72	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
73	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
74	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
75	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
76	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
77	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
78	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
79	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
80	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
81	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
82	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
83	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
84	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
85	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
86	<u>346,000</u>		<u>398,500</u>	
87	<u>346,400</u>		<u>398,800</u>	
88	<u>346,800</u>		<u>399,000</u>	
89	<u>347,000</u>		<u>399,200</u>	
90	<u>347,400</u>		<u>399,500</u>	
91	<u>347,800</u>		<u>399,800</u>	
92	<u>348,200</u>		<u>400,000</u>	
93	<u>348,400</u>		<u>400,200</u>	
94	<u>348,800</u>			
95	<u>349,200</u>			
96	<u>349,500</u>			
97	<u>349,800</u>			
98	<u>350,200</u>			
99	<u>350,600</u>			
100	<u>351,000</u>			
101	<u>351,500</u>			
102	<u>351,900</u>			
103	<u>352,300</u>			
104	<u>352,700</u>			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>
50	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>
51	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>
52	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>
53	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>
54	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>
55	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>
56	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>
57	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>
58	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>
59	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>
60	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
61	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
62	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	
63	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	
64	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	
65	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	
66	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	
67	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	
68	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	
69	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	
70	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	
71	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	
72	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	
73	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	
74	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	
75	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	
76	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	
77	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	
78	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	
79	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	
80	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	
81	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	
82	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	
83	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	
84	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	
85	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	
86	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
87	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
88	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
89	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
90	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
91	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
92	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
93	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
94	<u>347,400</u>		<u>398,500</u>		
95	<u>347,800</u>		<u>398,800</u>		
96	<u>348,200</u>		<u>399,000</u>		
97	<u>348,400</u>		<u>399,200</u>		
98	<u>348,800</u>		<u>399,500</u>		
99	<u>349,200</u>		<u>399,800</u>		
100	<u>349,500</u>		<u>400,000</u>		
101	<u>349,800</u>		<u>400,200</u>		
102	<u>350,200</u>				
103	<u>350,600</u>				
104	<u>351,000</u>				

105	<u>353,200</u>							
106	<u>353,600</u>							
107	<u>353,900</u>							
108	<u>354,200</u>							
109	<u>354,700</u>							
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
定年前再任用短時間勤務職員	略							

備考 略

105	<u>351,500</u>							
106	<u>351,900</u>							
107	<u>352,300</u>							
108	<u>352,700</u>							
109	<u>353,200</u>							
110	<u>353,600</u>							
111	<u>353,900</u>							
112	<u>354,200</u>							
113	<u>354,700</u>							
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
定年前再任用短時間勤務職員	略							

備考 略

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略									
	1				295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2				296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3				297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4				298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5				298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6				299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7				300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8				301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9				301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10				302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11				303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12				303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13				304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14				305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15				305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16				306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17				307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18				308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19				309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20				310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21				311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22				312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23				313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24				314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25				316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26				317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27				319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28				320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29				321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30				322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31				323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32				324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33				325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34				326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35				328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36				329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37				330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38				331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39				332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40				333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41				335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42				336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43				337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44				338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
	45				339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46				341,200	400,100	416,900	439,200		
	47				342,400	401,200	417,600	439,500		
	48				343,600	402,300	418,200	439,800		

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略									
	1				290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2				291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3				293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4				294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5				295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6				296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7				297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8				298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9				298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10				299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11				300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12				301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13				301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14				302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15				303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16				303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17				304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18				305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19				305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20				306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21				307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22				308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23				309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24				310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25				311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26				312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27				313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28				314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29				316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30				317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31				319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32				320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33				321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34				322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35				323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36				324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37				325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38				326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39				328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40				329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
	41				330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42				331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43				332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44				333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
	45				335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
	46				336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
	47				337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
	48				338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	

49	344,800	403,600	418,900	440,100
50	346,200	404,400	419,300	440,400
51	347,500	405,200	419,900	440,700
52	348,800	405,800	420,500	441,000
53	349,700	406,300	420,900	441,200
54	351,000	407,000	421,300	441,500
55	352,200	407,700	421,800	441,800
56	353,400	408,400	422,300	442,100
57	354,600	408,700	422,800	442,300
58	356,000	409,400	423,400	442,600
59	357,400	410,100	423,800	442,900
60	358,800	410,600	424,200	443,100
61	360,100	411,000	424,600	443,300
62	361,600	411,400	424,900	443,600
63	363,100	411,900	425,200	443,900
64	364,500	412,400	425,500	444,200
65	365,700	412,900	425,800	444,400
66	367,100	413,300	426,100	444,700
67	368,400	413,800	426,400	445,000
68	369,800	414,300	426,600	445,300
69	370,900	414,800	426,800	445,500
70	372,100	415,300	427,100	445,800
71	373,300	415,900	427,400	446,100
72	374,500	416,400	427,600	446,400
73	375,800	416,800	427,800	446,600
74	377,000	417,400	428,100	
75	378,200	417,900	428,400	
76	379,300	418,100	428,600	
77	380,400	418,400	428,800	
78	381,600	418,900	429,100	
79	382,700	419,200	429,400	
80	383,900	419,500	429,600	
81	385,000	419,800	429,800	
82	385,600	420,200	430,100	
83	386,100	420,600	430,400	
84	386,600	421,000	430,600	
85	387,200	421,300	430,800	
86	387,800	421,700		
87	388,400	422,100		
88	389,000	422,500		
89	389,300	422,800		
90	389,800	423,200		
91	390,300	423,600		
92	390,800	424,000		
93	391,200	424,300		
94	391,600			
95	392,100			
96	392,600			
97	393,000			
98	393,500			
99	394,000			
100	394,500			
101	394,800			
102	395,200			
103	395,700			
104	396,000			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

49	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400
50	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700
51	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000
52	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400
53	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800
54	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000
55	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300
56	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500
57	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900
58	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100
59	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300
60	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500
61	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900
62	356,000	407,000	421,300	440,400	
63	357,400	407,700	421,800	440,700	
64	358,800	408,400	422,300	441,000	
65	360,100	408,700	422,800	441,200	
66	361,600	409,400	423,400	441,500	
67	363,100	410,100	423,800	441,800	
68	364,500	410,600	424,200	442,100	
69	365,700	411,000	424,600	442,300	
70	367,100	411,400	424,900	442,600	
71	368,400	411,900	425,200	442,900	
72	369,800	412,400	425,500	443,100	
73	370,900	412,900	425,800	443,300	
74	372,100	413,300	426,100	443,600	
75	373,300	413,800	426,400	443,900	
76	374,500	414,300	426,600	444,200	
77	375,800	414,800	426,800	444,400	
78	377,000	415,300	427,100	444,700	
79	378,200	415,900	427,400	445,000	
80	379,300	416,400	427,600	445,300	
81	380,400	416,800	427,800	445,500	
82	381,600	417,400	428,100	445,800	
83	382,700	417,900	428,400	446,100	
84	383,900	418,100	428,600	446,400	
85	385,000	418,400	428,800	446,600	
86	385,600	418,900	429,100		
87	386,100	419,200	429,400		
88	386,600	419,500	429,600		
89	387,200	419,800	429,800		
90	387,800	420,200	430,100		
91	388,400	420,600	430,400		
92	389,000	421,000	430,600		
93	389,300	421,300	430,800		
94	389,800	421,700			
95	390,300	422,100			
96	390,800	422,500			
97	391,200	422,800			
98	391,600	423,200			
99	392,100	423,600			
100	392,600	424,000			
101	393,000	424,300			
102	393,500				
103	394,000				
104	394,500				

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

105	<u>396,300</u>						
106	<u>396,800</u>						
107	<u>397,300</u>						
108	<u>397,800</u>						
109	<u>398,100</u>						
110	<u>398,600</u>						
111	<u>399,100</u>						
112	<u>399,600</u>						
113	<u>399,900</u>						
114	<u>400,400</u>						
115	<u>400,900</u>						
116	<u>401,400</u>						
117	<u>401,800</u>						
118	<u>402,300</u>						
119	<u>402,700</u>						
120	<u>403,200</u>						
121	<u>403,600</u>						
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員

備考 略

105	<u>394,800</u>						
106	<u>395,200</u>						
107	<u>395,700</u>						
108	<u>396,000</u>						
109	<u>396,300</u>						
110	<u>396,800</u>						
111	<u>397,300</u>						
112	<u>397,800</u>						
113	<u>398,100</u>						
114	<u>398,600</u>						
115	<u>399,100</u>						
116	<u>399,600</u>						
117	<u>399,900</u>						
118	<u>400,400</u>						
119	<u>400,900</u>						
120	<u>401,400</u>						
121	<u>401,800</u>						
122	<u>402,300</u>						
123	<u>402,700</u>						
124	<u>403,200</u>						
125	<u>403,600</u>						
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員

備考 略

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略			円	円	円
	1			326,100	376,000	446,500
	2			328,100	377,400	456,400
	3			330,100	378,800	465,800
	4			332,100	380,200	475,700
	5			333,900	381,600	485,300
	6			335,900	383,000	495,100
	7			337,800	384,400	504,000
	8			339,700	385,800	511,900
	9			341,500	387,200	519,700
	10			343,100	388,700	526,800
	11			344,700	390,100	532,100
	12			346,300	391,500	536,600
	13			347,900	392,900	539,600
	14			348,900	394,400	541,600
	15			349,900	395,900	
	16			350,900	397,400	
	17			352,000	398,900	
	18			353,300	400,500	
	19			354,500	402,100	
	20			355,700	403,800	
	21			356,900	405,000	
	22			358,000	406,400	
	23			359,100	407,800	
	24			360,200	409,100	
	25			361,300	410,400	
	26			362,300	411,700	
	27			363,300	413,200	
	28			364,300	414,700	
	29			365,200	415,900	
	30			366,100	417,100	
	31			366,900	418,700	
	32			367,700	420,200	
	33			368,400	421,500	
	34			369,200	422,900	
	35			370,000	424,300	
	36			370,800	425,700	
	37			371,600	427,100	
	38			372,400	428,500	
	39			373,200	429,900	
	40			374,000	431,300	
	41			374,800	432,400	
	42			376,100	433,700	
	43			377,400	435,100	
	44			378,600	436,400	
	45			379,300	437,200	
	46			380,300	438,000	
	47			381,100	438,900	
	48			381,800	439,800	

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略			円	円	円
	1			311,600	355,400	399,900
	2			313,500	356,800	402,500
	3			315,400	358,200	405,100
	4			317,300	359,500	407,600
	5			319,100	360,700	409,700
	6			320,900	361,900	412,100
	7			322,700	363,100	414,500
	8			324,400	364,200	416,800
	9			326,100	365,300	419,100
	10			328,100	366,700	421,500
	11			330,100	368,000	423,900
	12			332,100	369,300	426,200
	13			333,900	370,600	428,500
	14			335,900	372,000	431,200
	15			337,800	373,400	433,900
	16			339,700	374,700	436,600
	17			341,500	376,000	439,100
	18			343,100	377,400	441,600
	19			344,700	378,800	444,100
	20			346,300	380,200	446,500
	21			347,900	381,600	448,900
	22			348,900	383,000	451,500
	23			349,900	384,400	454,100
	24			350,900	385,800	456,400
	25			352,000	387,200	458,600
	26			353,300	388,700	460,900
	27			354,500	390,100	463,400
	28			355,700	391,500	465,800
	29			356,900	392,900	468,300
	30			358,000	394,400	470,800
	31			359,100	395,900	473,300
	32			360,200	397,400	475,700
	33			361,300	398,900	478,000
	34			362,300	400,500	480,400
	35			363,300	402,100	482,800
	36			364,300	403,800	485,300
	37			365,200	405,000	487,700
	38			366,100	406,400	490,200
	39			366,900	407,800	492,600
	40			367,700	409,100	495,100
	41			368,400	410,400	497,400
	42			369,200	411,700	499,600
	43			370,000	413,200	501,800
	44			370,800	414,700	504,000
	45			371,600	415,900	505,600
	46			372,400	417,100	507,100
	47			373,200	418,700	508,700
	48			374,000	420,200	510,200

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	<u>382,500</u>	<u>440,600</u>
50	<u>383,200</u>	<u>441,400</u>
51	<u>383,900</u>	<u>442,000</u>
52	<u>384,600</u>	<u>442,800</u>
53	<u>385,200</u>	<u>443,200</u>
54	<u>385,900</u>	<u>443,800</u>
55	<u>386,700</u>	<u>444,300</u>
56	<u>387,500</u>	<u>444,800</u>
57	<u>388,100</u>	<u>445,300</u>
58	<u>388,900</u>	<u>445,900</u>
59	<u>389,600</u>	<u>446,400</u>
60	<u>390,300</u>	<u>446,900</u>
61	<u>390,900</u>	<u>447,400</u>
62	<u>391,600</u>	
63	<u>392,300</u>	
64	<u>393,000</u>	
65	<u>393,700</u>	
66	<u>394,300</u>	
67	<u>394,900</u>	
68	<u>395,600</u>	
69	<u>396,300</u>	
70	<u>396,800</u>	
71	<u>397,400</u>	
72	<u>398,000</u>	
73	<u>398,500</u>	
74	<u>399,100</u>	
75	<u>399,700</u>	
76	<u>400,200</u>	
77	<u>400,700</u>	
78	<u>401,200</u>	
79	<u>401,700</u>	
80	<u>402,400</u>	
81	<u>402,800</u>	
82	<u>403,300</u>	
83	<u>403,800</u>	
84	<u>404,500</u>	
85	<u>404,900</u>	
86	<u>405,400</u>	
87	<u>405,900</u>	
88	<u>406,600</u>	
89	<u>407,000</u>	
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		
101		
102		
103		
104		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	<u>374,800</u>	<u>421,500</u>	<u>511,900</u>
50	<u>376,100</u>	<u>422,900</u>	<u>513,300</u>
51	<u>377,400</u>	<u>424,300</u>	<u>514,700</u>
52	<u>378,600</u>	<u>425,700</u>	<u>516,200</u>
53	<u>379,300</u>	<u>427,100</u>	<u>517,300</u>
54	<u>380,300</u>	<u>428,500</u>	<u>518,500</u>
55	<u>381,100</u>	<u>429,900</u>	<u>519,700</u>
56	<u>381,800</u>	<u>431,300</u>	<u>520,900</u>
57	<u>382,500</u>	<u>432,400</u>	<u>521,800</u>
58	<u>383,200</u>	<u>433,700</u>	<u>522,800</u>
59	<u>383,900</u>	<u>435,100</u>	<u>523,800</u>
60	<u>384,600</u>	<u>436,400</u>	<u>524,800</u>
61	<u>385,200</u>	<u>437,200</u>	<u>525,900</u>
62	<u>385,900</u>	<u>438,000</u>	<u>526,800</u>
63	<u>386,700</u>	<u>438,900</u>	<u>527,500</u>
64	<u>387,500</u>	<u>439,800</u>	<u>528,200</u>
65	<u>388,100</u>	<u>440,600</u>	<u>529,000</u>
66	<u>388,900</u>	<u>441,400</u>	<u>529,800</u>
67	<u>389,600</u>	<u>442,000</u>	<u>530,600</u>
68	<u>390,300</u>	<u>442,800</u>	<u>531,400</u>
69	<u>390,900</u>	<u>443,200</u>	<u>532,100</u>
70	<u>391,600</u>	<u>443,800</u>	<u>532,900</u>
71	<u>392,300</u>	<u>444,300</u>	<u>533,700</u>
72	<u>393,000</u>	<u>444,800</u>	<u>534,500</u>
73	<u>393,700</u>	<u>445,300</u>	<u>535,200</u>
74	<u>394,300</u>	<u>445,900</u>	
75	<u>394,900</u>	<u>446,400</u>	
76	<u>395,600</u>	<u>446,900</u>	
77	<u>396,300</u>	<u>447,400</u>	
78	<u>396,800</u>		
79	<u>397,400</u>		
80	<u>398,000</u>		
81	<u>398,500</u>		
82	<u>399,100</u>		
83	<u>399,700</u>		
84	<u>400,200</u>		
85	<u>400,700</u>		
86	<u>401,200</u>		
87	<u>401,700</u>		
88	<u>402,400</u>		
89	<u>402,800</u>		
90	<u>403,300</u>		
91	<u>403,800</u>		
92	<u>404,500</u>		
93	<u>404,900</u>		
94	<u>405,400</u>		
95	<u>405,900</u>		
96	<u>406,600</u>		
97	<u>407,000</u>		
98			
99			
100			
101			
102			
103			
104			

	105				
	106				
	107				
	108				
	109				
	110				
	111				
	112				
	113				
	114				
	115				
	116				
	117				
	118				
	119				
	120				
	121				
定年前再任用短時間勤務職員	略				
備考	略				

	105				
	106				
	107				
	108				
	109				
	110				
	111				
	112				
	113				
	114				
	115				
	116				
	117				
	118				
	119				
	120				
	121				
定年前再任用短時間勤務職員	略				
備考	略				

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	1		400,300	455,100	549,800
	2		403,000	457,100	555,900
	3		405,600	459,000	561,200
	4		408,100	460,900	566,100
	5		410,500	462,300	570,500
	6		412,700	464,100	574,800
	7		414,800	465,900	578,400
	8		416,900	467,700	581,400
	9		419,000	469,500	583,900
	10		420,500	471,300	586,200
	11		422,000	473,100	
	12		423,500	474,900	
	13		424,900	476,700	
	14		426,400	478,500	
	15		427,900	480,300	
	16		429,300	482,100	
	17		430,700	483,900	
	18		432,200	485,800	
	19		433,700	487,700	
	20		435,100	489,600	
	21		436,500	491,500	
	22		438,000	493,200	
	23		439,500	495,000	
	24		440,900	496,800	
	25		442,300	498,400	
	26		443,700	500,200	
	27		445,100	502,000	
	28		446,500	503,600	
	29		447,900	505,000	
	30		449,300	506,700	
	31		450,700	508,500	
	32		452,100	510,200	
	33		453,500	511,700	
	34		454,900	513,000	
	35		456,300	514,300	
	36		457,700	515,600	
	37		459,100	516,600	
	38		460,800	517,900	
	39		462,400	519,200	
	40		464,000	520,500	
	41		465,600	521,500	
	42		466,800	522,300	
	43		468,000	523,100	
	44		469,100	523,900	
	45		470,100	524,800	
	46		471,100	525,600	
	47		472,000	526,400	
	48		472,800	527,100	

定年前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	1		370,000	426,700	484,400
	2		372,600	428,700	486,200
	3		375,100	430,700	488,000
	4		377,600	432,600	489,800
	5		380,100	434,500	491,600
	6		382,800	436,100	493,300
	7		385,500	437,700	495,000
	8		388,100	439,300	496,700
	9		390,200	440,900	498,400
	10		392,700	442,700	500,500
	11		395,200	444,500	502,600
	12		397,700	446,300	504,700
	13		400,300	448,100	506,700
	14		403,000	449,900	508,600
	15		405,600	451,700	510,700
	16		408,100	453,500	512,700
	17		410,500	455,100	514,600
	18		412,700	457,100	516,600
	19		414,800	459,000	518,600
	20		416,900	460,900	520,400
	21		419,000	462,300	522,200
	22		420,500	464,100	524,000
	23		422,000	465,900	525,800
	24		423,500	467,700	527,600
	25		424,900	469,500	529,200
	26		426,400	471,300	531,000
	27		427,900	473,100	532,800
	28		429,300	474,900	534,600
	29		430,700	476,700	536,200
	30		432,200	478,500	538,000
	31		433,700	480,300	539,800
	32		435,100	482,100	541,500
	33		436,500	483,900	543,100
	34		438,000	485,800	544,900
	35		439,500	487,700	546,600
	36		440,900	489,600	548,300
	37		442,300	491,500	549,800
	38		443,700	493,200	551,400
	39		445,100	495,000	552,800
	40		446,500	496,800	554,400
	41		447,900	498,400	555,900
	42		449,300	500,200	557,300
	43		450,700	502,000	558,700
	44		452,100	503,600	560,000
	45		453,500	505,000	561,200
	46		454,900	506,700	562,200
	47		456,300	508,500	563,200
	48		457,700	510,200	564,200

定年前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>
50	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>
51	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>
52	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>
53	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>
54	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>
55	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>
56	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>
57	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>
58	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>
59	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>
60	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>
61	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>
62	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>
63	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>
64	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>
65	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>
66	<u>483,800</u>	<u>542,300</u>
67	<u>484,400</u>	<u>543,200</u>
68	<u>484,900</u>	<u>544,100</u>
69	<u>485,400</u>	<u>544,900</u>
70	<u>485,900</u>	<u>545,800</u>
71	<u>486,400</u>	<u>546,700</u>
72	<u>486,900</u>	<u>547,600</u>
73	<u>487,300</u>	<u>548,400</u>
74	<u>487,800</u>	
75	<u>488,200</u>	
76	<u>488,700</u>	
77	<u>489,200</u>	
78	<u>489,800</u>	
79	<u>490,400</u>	
80	<u>490,800</u>	
81	<u>491,300</u>	
82	<u>491,900</u>	
83	<u>492,500</u>	
84	<u>493,000</u>	
85	<u>493,500</u>	
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員
備考 略

49	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>
50	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>
51	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>
52	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>
53	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>
54	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>
55	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>
56	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>
57	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>
58	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>
59	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>
60	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>
61	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>
62	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>
63	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>
64	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>
65	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>
66	<u>476,900</u>	<u>528,700</u>	
67	<u>477,500</u>	<u>529,400</u>	
68	<u>478,100</u>	<u>530,300</u>	
69	<u>478,400</u>	<u>531,200</u>	
70	<u>479,000</u>	<u>532,000</u>	
71	<u>479,700</u>	<u>532,900</u>	
72	<u>480,400</u>	<u>533,800</u>	
73	<u>480,800</u>	<u>534,600</u>	
74	<u>481,400</u>	<u>535,500</u>	
75	<u>482,100</u>	<u>536,400</u>	
76	<u>482,800</u>	<u>537,100</u>	
77	<u>483,200</u>	<u>537,900</u>	
78	<u>483,800</u>	<u>538,800</u>	
79	<u>484,400</u>	<u>539,700</u>	
80	<u>484,900</u>	<u>540,600</u>	
81	<u>485,400</u>	<u>541,400</u>	
82	<u>485,900</u>	<u>542,300</u>	
83	<u>486,400</u>	<u>543,200</u>	
84	<u>486,900</u>	<u>544,100</u>	
85	<u>487,300</u>	<u>544,900</u>	
86	<u>487,800</u>	<u>545,800</u>	
87	<u>488,200</u>	<u>546,700</u>	
88	<u>488,700</u>	<u>547,600</u>	
89	<u>489,200</u>	<u>548,400</u>	
90	<u>489,800</u>		
91	<u>490,400</u>		
92	<u>490,800</u>		
93	<u>491,300</u>		
94	<u>491,900</u>		
95	<u>492,500</u>		
96	<u>493,000</u>		
97	<u>493,500</u>		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員
備考 略

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略			円	円	円	円	円	円
	1			263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2			263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3			264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4			265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5			266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6			267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7			267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8			268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9			269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10			270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11			271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12			271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13			272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14			273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15			274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16			275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17			275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18			276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19			277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20			278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21			279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22			279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23			280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24			281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25			282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26			283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27			284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28			285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29			285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30			286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31			287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32			288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33			289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34			291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35			292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36			293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37			294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
	38			295,000	320,600	367,700	407,400		
	39			296,000	321,900	368,700	407,700		
	40			297,000	323,100	369,800	408,000		
	41			298,000	324,000	370,800	408,300		
	42			299,200	325,200	371,800	408,600		
	43			300,300	326,400	372,800	408,900		
	44			301,400	327,600	373,700	409,200		
	45			302,500	328,700	374,500	409,400		
	46			303,600	329,700	375,300	409,700		
	47			304,700	330,700	376,200	410,000		
	48			305,800	331,600	377,000	410,300		
	49			306,900	332,500	377,500	410,500		
	50			308,000	333,500	378,300	410,800		
	51			309,100	334,500	379,100	411,100		

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略			円	円	円	円	円	円
	1			258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
	2			259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
	3			260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
	4			261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
	5			263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
	6			263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
	7			264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
	8			265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
	9			266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
	10			267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
	11			267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
	12			268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
	13			269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
	14			270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
	15			271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
	16			271,800	289,400	325,200	365,600	413,200	477,900
	17			272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
	18			273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
	19			274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
	20			275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
	21			275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
	22			276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
	23			277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
	24			278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
	25			279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
	26			279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
	27			280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
	28			281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
	29			282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
	30			283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
	31			284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
	32			285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
	33			285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
	34			286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
	35			287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300
	36			288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200
	37			289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
	38			291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
	39			292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
	40			293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	
	41			294,000	319,300	362,500	402,500	445,500	
	42			295,000	320,600	363,600	403,300	445,900	
	43			296,000	321,900	364,800	404,100	446,300	
	44			297,000	323,100	365,900	404,900	446,700	
	45			298,000	324,000	366,900	405,300	447,100	
	46			299,200	325,200	367,700	405,900	447,500	
	47			300,300	326,400	368,700	406,400	447,900	
	48			301,400	327,600	369,800	406,800	448,200	
	49			302,500	328,700	370,800	407,200	448,500	
	50			303,600	329,700	371,800	407,400	448,900	
	51			304,700	330,700	372,800	407,700	449,200	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

52	310,200	335,400	379,900	411,400
53	311,200	335,900	380,300	411,600
54	312,200	336,800	381,000	411,900
55	313,200	337,500	381,700	412,200
56	314,200	338,400	382,300	412,500
57	315,200	339,100	382,700	412,700
58	316,200	339,400	383,200	
59	317,200	339,900	383,800	
60	318,100	340,500	384,400	
61	319,000	341,100	384,800	
62	319,800	341,800	385,300	
63	320,500	342,500	385,800	
64	321,200	343,100	386,300	
65	321,800	343,800	386,900	
66	322,500	344,300	387,400	
67	323,100	344,900	388,000	
68	323,700	345,500	388,600	
69	324,300	345,800	389,100	
70	324,500	346,400	389,600	
71	325,000	346,900	390,100	
72	325,500	347,400	390,600	
73	326,100	347,900	390,900	
74	326,600	348,400	391,400	
75	327,100	348,900	391,800	
76	327,500	349,300	392,200	
77	328,100	349,600	392,600	
78	328,600	349,900		
79	329,000	350,100		
80	329,500	350,400		
81	330,000	350,900		
82	330,400	351,200		
83	330,600	351,500		
84	330,900	351,800		
85	331,300	352,200		
86	331,700	352,500		
87	332,000	352,800		
88	332,300	353,100		
89	332,600	353,500		
90	332,800	353,800		
91	333,200	354,100		
92	333,500	354,400		
93	333,700	354,700		
94	334,000	355,100		
95	334,300	355,500		
96	334,600	355,900		
97	334,800	356,400		
98	335,100	356,800		
99	335,400	357,200		
100	335,600	357,600		
101	335,800	358,100		
102	336,000			
103	336,400			
104	336,600			
105	336,800			
106	337,200			
107	337,600			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

52	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	314,200	338,400	379,900	410,300	
61	315,200	339,100	380,300	410,500	
62	316,200	339,400	381,000	410,800	
63	317,200	339,900	381,700	411,100	
64	318,100	340,500	382,300	411,400	
65	319,000	341,100	382,700	411,600	
66	319,800	341,800	383,200	411,900	
67	320,500	342,500	383,800	412,200	
68	321,200	343,100	384,400	412,500	
69	321,800	343,800	384,800	412,700	
70	322,500	344,300	385,300		
71	323,100	344,900	385,800		
72	323,700	345,500	386,300		
73	324,300	345,800	386,900		
74	324,500	346,400	387,400		
75	325,000	346,900	388,000		
76	325,500	347,400	388,600		
77	326,100	347,900	389,100		
78	326,600	348,400	389,600		
79	327,100	348,900	390,100		
80	327,500	349,300	390,600		
81	328,100	349,600	390,900		
82	328,600	349,900	391,400		
83	329,000	350,100	391,800		
84	329,500	350,400	392,200		
85	330,000	350,900	392,600		
86	330,400	351,200			
87	330,600	351,500			
88	330,900	351,800			
89	331,300	352,200			
90	331,700	352,500			
91	332,000	352,800			
92	332,300	353,100			
93	332,600	353,500			
94	332,800	353,800			
95	333,200	354,100			
96	333,500	354,400			
97	333,700	354,700			
98	334,000	355,100			
99	334,300	355,500			
100	334,600	355,900			
101	334,800	356,400			
102	335,100	356,800			
103	335,400	357,200			
104	335,600	357,600			
105	335,800	358,100			
106	336,000				
107	336,400				

	108		<u>338,000</u>					
	109		<u>338,200</u>					
	110							
	111							
	112							
	113							

定年前再任用短時間勤務職員 略

備考 略

	108		<u>336,600</u>					
	109		<u>336,800</u>					
	110		<u>337,200</u>					
	111		<u>337,600</u>					
	112		<u>338,000</u>					
	113		<u>338,200</u>					

定年前再任用短時間勤務職員 略

備考 略

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略			円	円	円	円	円
1				281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2				282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3				282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4				283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5				283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6				284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7				284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8				285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9				285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10				286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11				286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12				287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13				287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14				288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15				288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16				289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17				289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18				290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19				290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20				291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21				291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22				292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23				292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24				293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25				293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26				294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27				295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28				296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29				296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30				297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31				298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32				299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33				299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34				300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35				301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36				302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37				302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38				303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39				304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40				305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41				306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42				307,000	329,200	368,900	427,900	
43				308,000	330,300	370,200	429,000	
44				308,900	331,300	371,500	430,100	
45				309,800	332,300	373,000	431,100	
46				310,800	333,300	374,200	431,600	
47				311,800	334,300	375,300	432,200	
48				312,700	335,300	376,500	432,600	
49				313,600	336,500	377,600	433,200	
50				314,600	337,800	378,500	433,700	
51				315,600	339,000	379,500	434,100	

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略			円	円	円	円	円
1				277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
2				278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
3				279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
4				280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
5				281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
6				282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
7				282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
8				283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
9				283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
10				284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
11				284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
12				285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
13				285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
14				286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
15				286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
16				287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
17				287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
18				288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
19				288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
20				289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
21				289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22				290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23				290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24				291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25				291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26				292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27				292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28				293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29				293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30				294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31				295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32				296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33				296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34				297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35				298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36				299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37				299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38				300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39				301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40				302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41				302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42				303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43				304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44				305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45				306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46				307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47				308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48				308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49				309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50				310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51				311,800	334,300	370,200	424,600	462,200

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

52	316,600	340,200	380,400	434,600
53	317,400	341,100	381,000	435,100
54	318,400	342,300	381,800	435,500
55	319,400	343,400	382,600	435,800
56	320,300	344,700	383,400	436,100
57	321,200	345,700	384,100	436,500
58	322,200	346,600	384,800	436,900
59	323,200	347,700	385,500	437,200
60	324,100	348,900	386,100	437,500
61	325,000	350,000	386,700	437,900
62	326,200	351,200	387,300	
63	327,400	352,400	388,000	
64	328,600	353,400	388,600	
65	329,300	354,400	389,300	
66	330,400	355,400	389,800	
67	331,500	356,500	390,400	
68	332,400	357,600	390,900	
69	333,500	358,400	391,300	
70	334,200	359,500	391,900	
71	335,300	360,600	392,400	
72	336,400	361,600	392,700	
73	337,500	362,300	393,000	
74	338,700	363,100	393,500	
75	339,800	363,900	393,900	
76	340,900	364,600	394,200	
77	342,000	365,200	394,500	
78	343,100	365,700	395,000	
79	344,100	366,200	395,500	
80	345,200	366,700	395,900	
81	346,100	367,300	396,200	
82	347,100	367,800	396,600	
83	348,000	368,300	397,100	
84	349,000	368,800	397,500	
85	349,900	369,200	397,900	
86	350,700	369,600	398,300	
87	351,500	370,200	398,800	
88	352,300	370,700	399,200	
89	352,900	371,000	399,600	
90	353,500	371,500	400,000	
91	354,100	371,900	400,500	
92	354,700	372,200	400,900	
93	355,100	372,800	401,300	
94	355,500	373,300		
95	356,000	373,800		
96	356,400	374,300		
97	356,900	374,900		
98	357,300	375,400		
99	357,800	375,900		
100	358,200	376,300		
101	358,500	376,900		
102	359,000	377,400		
103	359,400	377,900		
104	359,700	378,400		
105	360,100	379,000		
106	360,600	379,400		
107	361,100	379,900		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

52	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	330,400	355,400	387,300	436,900	
71	331,500	356,500	388,000	437,200	
72	332,400	357,600	388,600	437,500	
73	333,500	358,400	389,300	437,900	
74	334,200	359,500	389,800		
75	335,300	360,600	390,400		
76	336,400	361,600	390,900		
77	337,500	362,300	391,300		
78	338,700	363,100	391,900		
79	339,800	363,900	392,400		
80	340,900	364,600	392,700		
81	342,000	365,200	393,000		
82	343,100	365,700	393,500		
83	344,100	366,200	393,900		
84	345,200	366,700	394,200		
85	346,100	367,300	394,500		
86	347,100	367,800	395,000		
87	348,000	368,300	395,500		
88	349,000	368,800	395,900		
89	349,900	369,200	396,200		
90	350,700	369,600	396,600		
91	351,500	370,200	397,100		
92	352,300	370,700	397,500		
93	352,900	371,000	397,900		
94	353,500	371,500	398,300		
95	354,100	371,900	398,800		
96	354,700	372,200	399,200		
97	355,100	372,800	399,600		
98	355,500	373,300	400,000		
99	356,000	373,800	400,500		
100	356,400	374,300	400,900		
101	356,900	374,900	401,300		
102	357,300	375,400			
103	357,800	375,900			
104	358,200	376,300			
105	358,500	376,900			
106	359,000	377,400			
107	359,400	377,900			

108	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>
109	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>
110	<u>362,600</u>	
111	<u>363,100</u>	
112	<u>363,500</u>	
113	<u>363,900</u>	
114	<u>364,300</u>	
115	<u>364,800</u>	
116	<u>365,300</u>	
117	<u>365,700</u>	
118	<u>366,200</u>	
119	<u>366,700</u>	
120	<u>367,200</u>	
121	<u>367,500</u>	
122		
123		
124		
125		
126		
127		
128		
129		
130		
131		
132		
133		
134		
135		
136		
137		
138		
139		
140		
141		
142		
143		
144		
145		
146		
147		
148		
149		
150		
151		
152		
153		
154		
155		
156		
157		
158		
159		
160		
161		
162		
163		

108	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>
109	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>
110	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>
111	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>
112	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>
113	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>
114	<u>362,600</u>	
115	<u>363,100</u>	
116	<u>363,500</u>	
117	<u>363,900</u>	
118	<u>364,300</u>	
119	<u>364,800</u>	
120	<u>365,300</u>	
121	<u>365,700</u>	
122	<u>366,200</u>	
123	<u>366,700</u>	
124	<u>367,200</u>	
125	<u>367,500</u>	
126		
127		
128		
129		
130		
131		
132		
133		
134		
135		
136		
137		
138		
139		
140		
141		
142		
143		
144		
145		
146		
147		
148		
149		
150		
151		
152		
153		
154		
155		
156		
157		
158		
159		
160		
161		
162		
163		

	164							
	165							
	166							
	167							
	168							
	169							

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	略
---------------------------------------	---

備考 略

	164							
	165							
	166							
	167							
	168							
	169							

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	略
---------------------------------------	---

備考 略

別表第5（第3条関係）

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略		円	円	円
	1		340,300	393,600	461,300
	2		341,900	395,300	470,100
	3		343,500	396,700	478,500
	4		345,000	398,000	486,600
	5		346,500	399,200	494,900
	6		348,100	400,200	502,600
	7		349,700	401,200	509,900
	8		351,300	402,200	516,900
	9		352,700	403,100	523,600
	10		354,700	404,200	529,800
	11		356,700	405,300	534,500
	12		358,700	406,400	538,000
	13		360,500	407,500	541,500
	14		362,100	408,600	544,700
	15		363,700	409,700	547,700
	16		365,300	410,800	550,200
	17		366,600	411,900	552,300
	18		368,100	413,000	
	19		369,500	414,100	
	20		370,800	415,300	
	21		372,100	416,300	
	22		373,300	417,400	
	23		374,500	418,500	
	24		375,600	419,700	
	25		376,700	420,600	
	26		378,100	421,700	
	27		379,400	422,800	
	28		380,700	423,800	
	29		382,000	424,800	
	30		383,300	425,900	
	31		384,600	427,000	
	32		385,900	428,100	
	33		387,200	429,100	
	34		388,400	430,300	
	35		389,600	431,500	
	36		390,700	432,700	
	37		391,800	433,400	
	38		393,000	434,300	
	39		394,100	435,200	
	40		395,200	436,000	
	41		396,300	436,800	
	42		397,500	437,700	
	43		398,700	438,600	
	44		399,800	439,400	
	45		400,800	440,100	
	46		401,800	441,000	
	47		402,800	442,000	
	48		403,700	442,900	

別表第5（第3条関係）

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略		円	円	円
	1		317,100	358,300	423,100
	2		319,300	360,900	425,000
	3		321,500	363,500	426,800
	4		323,600	366,000	428,500
	5		325,700	368,400	430,200
	6		327,600	370,800	432,100
	7		329,400	373,300	434,000
	8		331,200	375,700	435,800
	9		333,000	378,200	437,200
	10		334,900	380,700	439,100
	11		336,700	383,200	441,000
	12		338,500	385,600	442,900
	13		340,300	388,000	444,300
	14		341,900	389,600	446,200
	15		343,500	391,100	448,100
	16		345,000	392,600	450,000
	17		346,500	393,600	451,700
	18		348,100	395,300	453,500
	19		349,700	396,700	455,300
	20		351,300	398,000	457,100
	21		352,700	399,200	459,100
	22		354,700	400,200	461,300
	23		356,700	401,200	463,700
	24		358,700	402,200	466,000
	25		360,500	403,100	468,000
	26		362,100	404,200	470,100
	27		363,700	405,300	472,200
	28		365,300	406,400	474,200
	29		366,600	407,500	476,200
	30		368,100	408,600	478,500
	31		369,500	409,700	480,700
	32		370,800	410,800	482,600
	33		372,100	411,900	484,500
	34		373,300	413,000	486,600
	35		374,500	414,100	488,800
	36		375,600	415,300	490,800
	37		376,700	416,300	492,900
	38		378,100	417,400	494,900
	39		379,400	418,500	496,800
	40		380,700	419,700	498,700
	41		382,000	420,600	500,700
	42		383,300	421,700	502,600
	43		384,600	422,800	504,300
	44		385,900	423,800	506,200
	45		387,200	424,800	508,100
	46		388,400	425,900	509,900
	47		389,600	427,000	511,700
	48		390,700	428,100	513,500

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	<u>404,900</u>	<u>443,800</u>
50	<u>406,300</u>	<u>444,700</u>
51	<u>407,700</u>	<u>445,700</u>
52	<u>409,100</u>	<u>446,600</u>
53	<u>409,900</u>	<u>447,600</u>
54	<u>410,900</u>	<u>448,600</u>
55	<u>411,900</u>	<u>449,500</u>
56	<u>413,000</u>	<u>450,500</u>
57	<u>413,900</u>	<u>451,400</u>
58	<u>414,700</u>	<u>452,300</u>
59	<u>415,500</u>	<u>453,200</u>
60	<u>416,200</u>	<u>454,200</u>
61	<u>416,900</u>	<u>455,000</u>
62	<u>417,800</u>	<u>455,400</u>
63	<u>418,600</u>	<u>456,000</u>
64	<u>419,200</u>	<u>456,600</u>
65	<u>419,800</u>	<u>457,200</u>
66	<u>420,200</u>	<u>457,900</u>
67	<u>420,500</u>	<u>458,200</u>
68	<u>420,800</u>	<u>458,800</u>
69	<u>421,100</u>	<u>459,200</u>
70	<u>421,400</u>	<u>459,500</u>
71	<u>421,600</u>	<u>459,800</u>
72	<u>421,900</u>	<u>460,100</u>
73	<u>422,100</u>	<u>460,400</u>
74	<u>422,400</u>	
75	<u>422,700</u>	
76	<u>423,000</u>	
77	<u>423,200</u>	
78	<u>423,400</u>	
79	<u>423,700</u>	
80	<u>424,000</u>	
81	<u>424,200</u>	
82	<u>424,500</u>	
83	<u>424,800</u>	
84	<u>425,100</u>	
85	<u>425,300</u>	
86	<u>425,600</u>	
87	<u>425,900</u>	
88	<u>426,100</u>	
89	<u>426,300</u>	
90	<u>426,600</u>	
91	<u>426,900</u>	
92	<u>427,100</u>	
93	<u>427,300</u>	
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		
101		
102		
103		
104		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	<u>391,800</u>	<u>429,100</u>	<u>515,200</u>
50	<u>393,000</u>	<u>430,300</u>	<u>516,900</u>
51	<u>394,100</u>	<u>431,500</u>	<u>518,700</u>
52	<u>395,200</u>	<u>432,700</u>	<u>520,500</u>
53	<u>396,300</u>	<u>433,400</u>	<u>522,000</u>
54	<u>397,500</u>	<u>434,300</u>	<u>523,600</u>
55	<u>398,700</u>	<u>435,200</u>	<u>525,300</u>
56	<u>399,800</u>	<u>436,000</u>	<u>526,900</u>
57	<u>400,800</u>	<u>436,800</u>	<u>528,500</u>
58	<u>401,800</u>	<u>437,700</u>	<u>529,800</u>
59	<u>402,800</u>	<u>438,600</u>	<u>531,100</u>
60	<u>403,700</u>	<u>439,400</u>	<u>532,300</u>
61	<u>404,900</u>	<u>440,100</u>	<u>533,500</u>
62	<u>406,300</u>	<u>441,000</u>	<u>534,500</u>
63	<u>407,700</u>	<u>442,000</u>	<u>535,500</u>
64	<u>409,100</u>	<u>442,900</u>	<u>536,500</u>
65	<u>409,900</u>	<u>443,800</u>	<u>537,100</u>
66	<u>410,900</u>	<u>444,700</u>	<u>538,000</u>
67	<u>411,900</u>	<u>445,700</u>	<u>538,900</u>
68	<u>413,000</u>	<u>446,600</u>	<u>539,800</u>
69	<u>413,900</u>	<u>447,600</u>	<u>540,700</u>
70	<u>414,700</u>	<u>448,600</u>	<u>541,500</u>
71	<u>415,500</u>	<u>449,500</u>	<u>542,200</u>
72	<u>416,200</u>	<u>450,500</u>	<u>542,700</u>
73	<u>416,900</u>	<u>451,400</u>	<u>543,400</u>
74	<u>417,800</u>	<u>452,300</u>	<u>543,900</u>
75	<u>418,600</u>	<u>453,200</u>	<u>544,700</u>
76	<u>419,200</u>	<u>454,200</u>	<u>545,300</u>
77	<u>419,800</u>	<u>455,000</u>	<u>545,800</u>
78	<u>420,200</u>	<u>455,400</u>	
79	<u>420,500</u>	<u>456,000</u>	
80	<u>420,800</u>	<u>456,600</u>	
81	<u>421,100</u>	<u>457,200</u>	
82	<u>421,400</u>	<u>457,900</u>	
83	<u>421,600</u>	<u>458,200</u>	
84	<u>421,900</u>	<u>458,800</u>	
85	<u>422,100</u>	<u>459,200</u>	
86	<u>422,400</u>	<u>459,500</u>	
87	<u>422,700</u>	<u>459,800</u>	
88	<u>423,000</u>	<u>460,100</u>	
89	<u>423,200</u>	<u>460,400</u>	
90	<u>423,400</u>		
91	<u>423,700</u>		
92	<u>424,000</u>		
93	<u>424,200</u>		
94	<u>424,500</u>		
95	<u>424,800</u>		
96	<u>425,100</u>		
97	<u>425,300</u>		
98	<u>425,600</u>		
99	<u>425,900</u>		
100	<u>426,100</u>		
101	<u>426,300</u>		
102	<u>426,600</u>		
103	<u>426,900</u>		
104	<u>427,100</u>		

105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員

備考 略

105		427,300		
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員

備考 略

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間) 第2条 略</p>	<p>(1週間の勤務時間) 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。 3 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p>
<p>(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 略 2 略</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 略 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等</p>

3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき、前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

（休憩時間）

第6条 略

2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事委員会規則で定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

（育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限）

第9条の2 任命権者は、3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条及び第16条の3第1項において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

（休憩時間）

第6条 略

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

（育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限）

第9条の2 任命権者は、3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 略

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条及び第16条の3第1項において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第12条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

（介護時間）

第16条の2 略

（子育て部分休暇）

第16条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

2・3 略

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第12条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（介護時間）

第16条の2 略

3 子育て部分休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)
第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)
第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 部分休業の承認は、勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、<u>15分</u>を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第15条の規定により人事委員会規則で定める育児のための特別休暇若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定により教育委員会規則で定める育児のための特別休暇、<u>勤務時間条例第16条の2第1項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の3第1項の子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、<u>当該介護時間又は当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 部分休業の承認は、勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、<u>30分</u>を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第15条の規定により人事委員会規則で定める育児のための特別休暇若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定により教育委員会規則で定める育児のための特別休暇又は<u>勤務時間条例第16条の2第1項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該特別休暇又は<u>当該介護時間</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 略</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第4条 略

号 給	給 料 月 額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2～4 略

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。」又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

3 略

改正前

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員で同条第1号に規定する地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

2～4 略

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。」又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

3 略

第2

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第4条 略 2・3 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の4及び第11条の4の規定、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第5条から第7条まで、第17条、第19条の2から第21条まで、第22条、第22条の2、第23条(同条第1項第8号に係るものに限る。)、第24条の6及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例(昭和32年香川県条例第53号)の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和35年香川県条例第31号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3第1項、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3第1項中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。)」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。)」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第14条の8第2項中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第4条 略 2・3 略</p> <p><u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、<u>第11条の4及び第14条の8</u>の規定、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第5条から第7条まで、第17条、第19条の2から第21条まで、第22条、第22条の2、第23条(同条第1項第8号に係るものに限る。)、第24条の6及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例(昭和32年香川県条例第53号)の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和35年香川県条例第31号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。)」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。)」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とする。</p>

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第5条 職員の修学部分休業に関する条例(平成19年香川県条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。)第12条及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに給料の月額及び給料の特別調整額又は管理職手当に対する地域手当、給料の月額に対する特地勤務手当(職員給与条例第11条の3又は学校職員給与条例第23条の3の規定による手当を含む。)、へき地手当(へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)第5条の規定による手当を含む。)、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当(手当の額が月額をもって定められているものに限る。)、給料の特別調整額、管理職手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。)第12条及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。)第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに給料の月額及び給料の特別調整額又は管理職手当に対する地域手当、給料の月額に対する特地勤務手当(職員給与条例第11条の3又は学校職員給与条例第23条の3の規定による手当を含む。)、へき地手当(へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)第5条の規定による手当を含む。)、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当、特殊勤務手当(手当の額が月額をもって定められているものに限る。)、給料の特別調整額、管理職手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p> <p>2・3 略</p>

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(第2号会計年度任用職員の給料)</p> <p>第3条 第2号会計年度任用職員の給料月額は、<u>別表第1</u>の左欄に掲げる職種の区分及び同表の中欄に掲げる<u>別表第2</u>又は<u>別表第3</u>の給料表の種類の</p>	<p>(第2号会計年度任用職員の給料)</p> <p>第3条 第2号会計年度任用職員の給料月額は、<u>別表</u>の左欄に掲げる職種の区分及び同表の中欄に掲げる<u>給与条例</u>の給料表の種類の区分に応じ、同表</p>

区分に応じ、同表の右欄に掲げる給料月額を超えない範囲内において人事委員会規則（任命権者が教育委員会である会計年度任用職員にあっては、人事委員会に協議して定める教育委員会規則。以下同じ。）で定めるところにより決定する。

2 略

別表第1（第3条関係）

職種	給料表の種類	給料月額
1 保健所等に勤務する医師及び歯科医師の職で人事委員会規則で定めるもの	別表第3医療職給料表ア医療職給料表(一)	略
2 保健所等に勤務する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他の職で人事委員会規則で定めるもの	別表第3医療職給料表イ医療職給料表(二)	略
3 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師その他の職で人事委員会規則で定めるもの	別表第3医療職給料表イ医療職給料表(二)	略
4 保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職で人事委員会規則で定めるもの	別表第3医療職給料表ウ医療職給料表(三)	略
5 特別の免許若しくは資格又は特別の知識、技能若しくは経験を必要とする職（1から4までに掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定め	別表第2行政職給料表	略

の右欄に掲げる給料月額を超えない範囲内において人事委員会規則（任命権者が教育委員会である会計年度任用職員にあっては、人事委員会に協議して定める教育委員会規則。以下同じ。）で定めるところにより決定する。

2 略

別表（第3条関係）

職種	給料表の種類	給料月額
1 保健所等に勤務する医師及び歯科医師の職で人事委員会規則で定めるもの	給与条例別表第4医療職給料表ア医療職給料表(一)	1級33号給の給料月額
2 保健所等に勤務する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他の職で人事委員会規則で定めるもの	給与条例別表第4医療職給料表イ医療職給料表(二)	1級の給料月額のうち、2級5号給の給料月額の直近下位の額に相当する給料月額
3 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師その他の職で人事委員会規則で定めるもの	給与条例別表第4医療職給料表イ医療職給料表(二)	2級19号給の給料月額
4 保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職で人事委員会規則で定めるもの	給与条例別表第4医療職給料表ウ医療職給料表(三)	2級13号給の給料月額
5 特別の免許若しくは資格又は特別の知識、技能若しくは経験を必要とする職（1から4までに掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定め	給与条例別表第1行政職給料表	2級12号給の給料月額

るもの		
6 1から5までに掲げる職以外の職	別表第2行政職給料表	略

るもの		
6 1から5までに掲げる職以外の職	給与条例別表第1行政職給料表	1級29号給の給料月額

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	166,400	213,500
2	167,500	215,300
3	168,800	217,000
4	169,900	218,500
5	171,000	220,100
6	172,100	221,900
7	173,300	223,700
8	174,400	225,400
9	175,400	227,000
10	176,900	228,500
11	178,200	230,000
12	179,500	231,600
13	180,800	
14	182,300	
15	183,800	
16	185,500	
17	186,600	
18	188,100	
19	189,500	
20	190,900	
21	192,300	
22	194,600	
23	196,900	
24	199,100	
25	201,400	

<u>26</u>	<u>203,100</u>
<u>27</u>	<u>204,700</u>
<u>28</u>	<u>206,200</u>
<u>29</u>	<u>207,800</u>

別表第3 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(一)

職務の級	1 級
号 給	給料月額
	円
<u>1</u>	<u>271,700</u>
<u>2</u>	<u>274,300</u>
<u>3</u>	<u>276,700</u>
<u>4</u>	<u>279,200</u>
<u>5</u>	<u>281,400</u>
<u>6</u>	<u>285,000</u>
<u>7</u>	<u>288,500</u>
<u>8</u>	<u>292,000</u>
<u>9</u>	<u>295,700</u>
<u>10</u>	<u>299,300</u>
<u>11</u>	<u>303,000</u>
<u>12</u>	<u>306,600</u>
<u>13</u>	<u>310,200</u>
<u>14</u>	<u>314,200</u>
<u>15</u>	<u>318,200</u>
<u>16</u>	<u>321,900</u>
<u>17</u>	<u>325,600</u>
<u>18</u>	<u>329,200</u>
<u>19</u>	<u>332,800</u>
<u>20</u>	<u>336,400</u>
<u>21</u>	<u>340,100</u>
<u>22</u>	<u>343,900</u>
<u>23</u>	<u>347,400</u>

<u>24</u>	<u>350,800</u>
<u>25</u>	<u>354,100</u>
<u>26</u>	<u>356,700</u>
<u>27</u>	<u>359,300</u>
<u>28</u>	<u>361,600</u>
<u>29</u>	<u>363,800</u>
<u>30</u>	<u>365,500</u>
<u>31</u>	<u>367,300</u>
<u>32</u>	<u>369,100</u>
<u>33</u>	<u>371,100</u>

イ 医療職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
<u>1</u>	<u>171,600</u>	<u>208,200</u>
<u>2</u>	<u>173,100</u>	<u>209,800</u>
<u>3</u>	<u>174,500</u>	<u>211,400</u>
<u>4</u>	<u>175,900</u>	<u>212,800</u>
<u>5</u>	<u>177,300</u>	<u>214,300</u>
<u>6</u>	<u>179,100</u>	<u>215,600</u>
<u>7</u>	<u>180,900</u>	<u>216,800</u>
<u>8</u>	<u>182,500</u>	<u>218,000</u>
<u>9</u>	<u>184,200</u>	<u>219,500</u>
<u>10</u>	<u>185,900</u>	<u>221,000</u>
<u>11</u>	<u>187,500</u>	<u>222,500</u>
<u>12</u>	<u>189,500</u>	<u>224,100</u>
<u>13</u>	<u>190,900</u>	<u>225,500</u>
<u>14</u>	<u>192,800</u>	<u>227,100</u>
<u>15</u>	<u>194,800</u>	<u>228,600</u>
<u>16</u>	<u>196,700</u>	<u>230,100</u>
<u>17</u>	<u>198,600</u>	<u>231,500</u>
<u>18</u>	<u>199,900</u>	<u>232,800</u>
<u>19</u>	<u>201,400</u>	<u>234,200</u>
<u>20</u>	<u>202,800</u>	

<u>21</u>	<u>204,100</u>
<u>22</u>	<u>205,600</u>
<u>23</u>	<u>207,000</u>
<u>24</u>	<u>208,400</u>
<u>25</u>	<u>210,000</u>
<u>26</u>	<u>211,000</u>
<u>27</u>	<u>212,200</u>

ウ 医療職給料表(三)

職務の級	2 級
号 給	給料月額
	円
<u>1</u>	<u>216,600</u>
<u>2</u>	<u>218,500</u>
<u>3</u>	<u>220,600</u>
<u>4</u>	<u>222,500</u>
<u>5</u>	<u>224,600</u>
<u>6</u>	<u>226,400</u>
<u>7</u>	<u>228,300</u>
<u>8</u>	<u>230,000</u>
<u>9</u>	<u>231,800</u>
<u>10</u>	<u>233,200</u>
<u>11</u>	<u>234,600</u>
<u>12</u>	<u>235,500</u>
<u>13</u>	<u>236,900</u>

第2

改正後			改正前		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
職種	給料表の種類	給料月額	職種	給料表の種類	給料月額
1・2 略			1・2 略		
3 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師その	別表第3 医療職給料表 イ医療職給料表(二)	2級 <u>23号給</u> の給料月額	3 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師その	別表第3 医療職給料表 イ医療職給料表(二)	2級 <u>19号給</u> の給料月額

他の職で人事委員会
規則で定めるもの

4～6 略

他の職で人事委員会
規則で定めるもの

4～6 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分、第2条及び第3条の規定、第4条中第2の表の改正部分、第5条の規定並びに第6条中第2の表の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「第1の表改正後給与条例」という。）第3条の3、第7条の3第1項及び別表第1から別表第5までの規定、第4条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定並びに第6条中第1の表の改正部分による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第3条第1項及び別表第1から別表第3までの規定は令和6年4月1日から、第1の表改正後給与条例第14条の5第2項から第4項まで及び第14条の8第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1の表改正後給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条中第1の表の改正部分による改正前の職員の給与に関する条例、第4条中第1の表の改正部分による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第6条中第1の表の改正部分による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1の表改正後給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(会計年度任用職員に対する令和6年度の給与に関する経過措置)

- 4 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）のうち、任期が3月以下の者又は1週間当たりの勤務時間（勤務時間が1週間単位で定められている場合にあつては当該勤務時間をいい、その他の場合にあつては1週間当たりの勤務時間の平均をいう。）が15時間30分未満の者に対する令和6年4月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間の給与（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条に規定する給与をいう。）の支給については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(号給の切替え)

- 5 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（附則第7項及び第13項において「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

7 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条中第2の表の改正部分による改正後の給与条例（以下「第2の表改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

8 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、第2の表改正後給与条例第9条の2第3項及び第4項の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

9 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

10 切替日から令和10年3月31日までの間における第2の表改正後給与条例第9条の3第1項の規定の適用については、同項中「には、前条」とあるのは「には、前条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第 号）附則第8項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

11 切替日から令和10年3月31日までの間に第2の表改正後給与条例第9条の3第2項に規定する異動のあった職員については、同項中「前条第3項各号に定める割合」とあるのは「前条第3項各号に定める割合又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第 号。以下この項において「令和6年改正条例」という。）附則第8項の人事委員会規則で定める割合」と、「、同条」とあるのは「、同条又は令和6年改正条例附則第8項」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和6年改正条例附則第8項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により」として、同項の規定を適用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

12 第2の表改正後給与条例第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

13 切替日以後に新たに職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第11条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（人事委員会規則への委任）

14 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第5項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4

30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			

63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90		86				
95	91		87				

96	92		88				
97	93		89				
98	94		90				
99	95		91				
100	96		92				
101	97		93				
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3

31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		

64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				

97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4

31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11

64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		

97	89		
----	----	--	--

エ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1

31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7

64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		

97	85		
----	----	--	--

オ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14

31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		

64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58	54		
67	63	63	59	55		
68	64	64	60	56		
69	65	65	61	57		
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				

97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

カ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14

31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	

64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		

97	93	93	89		
98	94	94	90		
99	95	95	91		
100	96	96	92		
101	97	97	93		
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

キ 大学教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3

31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12

64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		

97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表) 第5条 略</p> <p>(期末手当) 第24条の3 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条の6において「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の</u></p>	<p>(給料表) 第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 高等学校等教育職給料表 (別表第1) (2) 中学校及び小学校教育職給料表 (別表第2)</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当) 第24条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第24条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日(次条から第24条の6までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条の6において「特定管理職員」という。)にあつては、<u>100分の102.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の</u></p>

107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定管理職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定管理職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
2		202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
3		204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
4		206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
5		208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
6		211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
7		213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
8		215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
9		217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
10		220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
11		222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
12		224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
13		226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
14		228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
15		230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
16		232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
17		235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
18		236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
19		238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
20		240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
21		241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
22		243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
23		244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
24		245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
25		247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
26		248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
27		249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
28		250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
29		251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
30		252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
31		254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
32		255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
33		256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
34		257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
35		259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
36		260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
37		261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
38		263,100	309,500	360,700	407,300	480,500
39		264,400	311,300	362,300	408,700	481,200
40		265,700	313,000	363,800	410,000	481,900
41		267,000	314,300	365,300	411,600	482,500
42		268,000	316,200	366,900	413,000	483,200
43		269,000	318,000	368,500	414,300	483,900
44		269,900	319,700	370,000	415,700	484,600
45		270,600	321,400	371,500	417,100	485,200
46		271,400	323,300	373,100	418,400	
47		272,200	325,000	374,700	419,900	
48		273,000	326,700	376,200	421,400	
49		273,800	328,400	377,700	423,000	
50		274,600	330,200	379,200	424,400	
51		275,300	332,000	380,700	426,000	
52		276,100	333,700	382,100	427,500	

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
2		178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
3		180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
4		181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
5		183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
6		185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
7		187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
8		189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
9		190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
10		192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
11		194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
12		196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
13		198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
14		200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
15		203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
16		205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
17		207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
18		209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
19		211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
20		213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
21		215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
22		217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
23		218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
24		220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
25		221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
26		223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
27		224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
28		225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
29		226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
30		228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
31		229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
32		231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
33		232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
34		234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
35		236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
36		237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
37		239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
38		240,600	292,000	349,600	402,200	475,400
39		242,100	293,800	351,500	403,600	476,100
40		243,600	295,500	353,400	405,000	476,800
41		245,000	296,800	355,300	406,600	477,400
42		246,300	298,800	357,200	408,000	478,100
43		247,500	300,700	359,100	409,300	478,800
44		248,600	302,700	361,000	410,700	479,500
45		249,700	304,400	362,800	412,100	480,100
46		250,900	306,800	364,700	413,400	
47		252,100	309,000	366,600	414,900	
48		253,100	311,200	368,500	416,400	
49		254,200	313,300	370,100	418,000	
50		255,500	315,600	371,900	419,400	
51		256,700	317,800	373,800	421,000	
52		258,000	319,900	375,800	422,500	

53	276,900	335,400	383,500	429,200
54	277,700	336,700	385,000	430,700
55	278,500	338,000	386,400	432,300
56	279,300	339,300	387,800	433,900
57	280,000	340,800	389,300	435,400
58	280,600	342,400	390,900	436,900
59	281,400	343,900	392,500	438,100
60	282,300	345,500	393,900	439,300
61	283,100	347,000	395,100	440,500
62	283,700	348,600	396,500	441,800
63	284,500	350,200	397,900	443,000
64	285,200	351,700	399,200	444,200
65	286,200	353,200	400,400	445,300
66	287,000	354,800	401,600	446,500
67	287,800	356,400	402,900	447,700
68	288,500	357,900	404,200	448,900
69	289,200	359,400	405,500	450,100
70	290,000	361,000	406,800	451,300
71	290,800	362,600	408,200	452,500
72	291,500	364,100	409,400	453,700
73	292,200	365,600	410,600	454,800
74	292,900	367,200	412,000	455,400
75	293,600	368,800	413,400	456,900
76	294,200	370,300	414,700	456,400
77	294,800	371,800	415,900	456,900
78	295,500	373,200	417,100	
79	296,200	374,600	418,400	
80	296,800	375,900	419,800	
81	297,400	377,200	421,100	
82	298,100	378,600	422,300	
83	298,800	380,000	423,300	
84	299,500	381,300	424,500	
85	300,200	382,400	425,700	
86	301,000	383,800	426,800	
87	301,700	385,100	428,000	
88	302,400	386,400	429,000	
89	303,100	387,600	430,100	
90	304,000	388,900	431,100	
91	304,800	390,000	432,100	
92	305,600	391,200	433,100	
93	306,100	392,400	434,000	
94	306,900	393,500	434,800	
95	307,700	394,700	435,600	
96	308,500	395,900	436,400	
97	309,200	397,300	437,100	
98	310,000	398,300	437,500	
99	310,800	399,300	437,900	
100	311,500	400,300	438,300	
101	312,300	401,200	438,700	
102	313,200	402,200	439,000	
103	314,100	403,300	439,300	
104	314,900	404,400	439,500	
105	315,500	405,100	439,800	
106	316,300	406,000	440,100	
107	317,100	406,900	440,400	
108	317,900	407,800	440,600	
109	318,600	408,600	440,800	
110	319,000	409,400	441,100	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

53	259,100	322,000	377,600	424,200
54	260,300	323,500	379,400	425,700
55	261,600	325,000	381,100	427,300
56	262,600	326,500	382,700	428,900
57	263,700	328,200	384,200	430,400
58	264,400	330,200	385,800	431,900
59	265,400	332,200	387,400	433,100
60	266,400	334,100	389,000	434,300
61	267,300	335,900	390,200	435,500
62	268,100	337,900	391,600	436,800
63	268,900	339,900	393,000	438,100
64	269,700	341,800	394,300	439,300
65	270,800	343,500	395,500	440,500
66	272,100	345,500	396,700	441,700
67	273,400	347,500	398,000	442,900
68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	
79	286,100	369,300	413,500	
80	287,000	370,900	414,900	
81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400	
83	289,900	375,200	418,400	
84	290,900	376,500	419,600	
85	291,900	377,600	420,800	
86	292,900	379,000	422,000	
87	293,900	380,400	423,200	
88	294,900	381,700	424,200	
89	296,000	382,900	425,300	
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800	
96	303,000	391,200	431,600	
97	304,000	392,600	432,400	
98	305,100	393,600	432,800	
99	306,100	394,600	433,200	
100	307,100	395,600	433,600	
101	307,900	396,500	434,000	
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	
106	312,500	401,300	435,400	
107	313,300	402,200	435,700	
108	314,100	403,100	435,900	
109	314,800	403,900	436,100	
110	315,200	404,800	436,400	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

111	<u>319.400</u>	<u>410.200</u>	<u>441.400</u>		
112	<u>319.900</u>	<u>411.000</u>	<u>441.600</u>		
113	<u>320.400</u>	<u>411.600</u>	<u>441.800</u>		
114	<u>320.800</u>	<u>412.300</u>	<u>442.100</u>		
115	<u>321.300</u>	<u>413.000</u>	<u>442.400</u>		
116	<u>321.700</u>	<u>413.700</u>	<u>442.600</u>		
117	<u>322.200</u>	<u>414.300</u>	<u>442.800</u>		
118	<u>322.700</u>	<u>414.800</u>			
119	<u>323.100</u>	<u>415.200</u>			
120	<u>323.600</u>	<u>415.500</u>			
121	<u>324.100</u>	<u>415.800</u>			
122	<u>324.500</u>	<u>416.100</u>			
123	<u>325.000</u>	<u>416.400</u>			
124	<u>325.500</u>	<u>416.600</u>			
125	<u>326.100</u>	<u>416.800</u>			
126	<u>326.400</u>	<u>417.100</u>			
127	<u>326.700</u>	<u>417.400</u>			
128	<u>327.000</u>	<u>417.600</u>			
129	<u>327.200</u>	<u>417.800</u>			
130	<u>327.500</u>	<u>418.100</u>			
131	<u>327.800</u>	<u>418.400</u>			
132	<u>328.000</u>	<u>418.600</u>			
133	<u>328.200</u>	<u>418.800</u>			
134	<u>328.400</u>	<u>419.100</u>			
135	<u>328.600</u>	<u>419.400</u>			
136	<u>328.900</u>	<u>419.600</u>			
137	<u>329.200</u>	<u>419.800</u>			
138	<u>329.400</u>	<u>420.100</u>			
139	<u>329.700</u>	<u>420.400</u>			
140	<u>330.000</u>	<u>420.600</u>			
141	<u>330.200</u>	<u>420.800</u>			
142	<u>330.400</u>	<u>421.100</u>			
143	<u>330.700</u>	<u>421.400</u>			
144	<u>330.900</u>	<u>421.600</u>			
145	<u>331.200</u>	<u>421.800</u>			
146	<u>331.400</u>				
147	<u>331.700</u>				
148	<u>332.000</u>				
149	<u>332.200</u>				
150	<u>332.400</u>				
151	<u>332.700</u>				
152	<u>333.000</u>				
153	<u>333.200</u>				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	238.500	279.100	308.200	336.600	421.900

備考 略

111	<u>315.600</u>	<u>405.600</u>	<u>436.700</u>		
112	<u>316.100</u>	<u>406.400</u>	<u>436.900</u>		
113	<u>316.600</u>	<u>407.000</u>	<u>437.100</u>		
114	<u>317.000</u>	<u>407.700</u>	<u>437.400</u>		
115	<u>317.500</u>	<u>408.400</u>	<u>437.700</u>		
116	<u>317.900</u>	<u>409.100</u>	<u>437.900</u>		
117	<u>318.400</u>	<u>409.700</u>	<u>438.100</u>		
118	<u>318.900</u>	<u>410.200</u>			
119	<u>319.300</u>	<u>410.600</u>			
120	<u>319.800</u>	<u>411.000</u>			
121	<u>320.300</u>	<u>411.300</u>			
122	<u>320.700</u>	<u>411.600</u>			
123	<u>321.200</u>	<u>411.900</u>			
124	<u>321.700</u>	<u>412.100</u>			
125	<u>322.300</u>	<u>412.300</u>			
126	<u>322.600</u>	<u>412.600</u>			
127	<u>322.900</u>	<u>412.900</u>			
128	<u>323.200</u>	<u>413.100</u>			
129	<u>323.400</u>	<u>413.300</u>			
130	<u>323.700</u>	<u>413.600</u>			
131	<u>324.000</u>	<u>413.900</u>			
132	<u>324.300</u>	<u>414.100</u>			
133	<u>324.500</u>	<u>414.300</u>			
134	<u>324.700</u>	<u>414.600</u>			
135	<u>324.900</u>	<u>414.900</u>			
136	<u>325.200</u>	<u>415.100</u>			
137	<u>325.500</u>	<u>415.300</u>			
138	<u>325.700</u>	<u>415.600</u>			
139	<u>326.000</u>	<u>415.900</u>			
140	<u>326.300</u>	<u>416.100</u>			
141	<u>326.500</u>	<u>416.300</u>			
142	<u>326.700</u>	<u>416.600</u>			
143	<u>327.000</u>	<u>416.900</u>			
144	<u>327.200</u>	<u>417.100</u>			
145	<u>327.500</u>	<u>417.300</u>			
146	<u>327.700</u>				
147	<u>328.000</u>				
148	<u>328.300</u>				
149	<u>328.500</u>				
150	<u>328.700</u>				
151	<u>329.000</u>				
152	<u>329.300</u>				
153	<u>329.500</u>				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	235.000	275.300	304.000	332.200	416.600

備考 略

111	308,000	389,500	420,800		
112	308,300	390,400	421,000		
113	308,500	391,000	421,200		
114	308,700	391,900	421,500		
115	308,900	392,800	421,800		
116	309,200	393,700	422,000		
117	309,500	394,500	422,200		
118	309,700	395,200			
119	310,000	396,000			
120	310,300	396,800			
121	310,500	397,400			
122	310,700	398,100			
123	310,900	398,800			
124	311,200	399,400			
125	311,500	400,000			
126		400,700			
127		401,200			
128		401,800			
129		402,400			
130		403,000			
131		403,500			
132		404,000			
133		404,300			
134		404,600			
135		404,900			
136		405,200			
137		405,500			
138		405,800			
139		406,100			
140		406,400			
141		406,700			
142		407,000			
143		407,300			
144		407,600			
145		407,800			
146		408,100			
147		408,400			
148		408,600			
149		408,800			
150		409,100			
151		409,400			
152		409,600			
153		409,800			
154		410,100			
155		410,400			
156		410,600			
157		410,800			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 略

111	304,300	384,900	416,300		
112	304,600	385,800	416,500		
113	304,800	386,400	416,700		
114	305,000	387,300	417,000		
115	305,200	388,200	417,300		
116	305,500	389,100	417,500		
117	305,800	389,900	417,700		
118	306,000	390,600			
119	306,300	391,400			
120	306,600	392,200			
121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,600			
126		396,300			
127		396,800			
128		397,400			
129		398,100			
130		398,700			
131		399,200			
132		399,700			
133		400,000			
134		400,300			
135		400,600			
136		400,900			
137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			
149		404,500			
150		404,800			
151		405,100			
152		405,300			
153		405,500			
154		405,800			
155		406,100			
156		406,300			
157		406,500			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考 略

第2

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当</u>（第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当</u>（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額を、<u>前項第1号に該当する扶養親族</u>（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、<u>前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特殊勤務手当、特地勤務手当</u>（第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当</u>（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものとする。</p> <p>(1) <u>配偶者</u>（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害がある者</p> <p>3 扶養手当の月額を、<u>前項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円、<u>同項第2号に該当する扶養親族</u>（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

第21条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第21条 略

(住居手当)

第22条の2 略

(1) 略

(2) 第22条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(教育委員会が管理する宿舍その他人事委員会に協議して教育委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第22条の3 略

2 略

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額(第22条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員(1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。))にあっては、その額から、その額に人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～サ 略

(地域手当)

第21条の2 略

(住居手当)

第22条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第22条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(教育委員会が管理する宿舍その他人事委員会に協議して教育委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第22条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,700円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

(3) 略

3・4 略

(単身赴任手当)

第22条の4 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員

5,500円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
8,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
11,100円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
13,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
16,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
19,500円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
22,300円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
25,100円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
27,900円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上である職員 30,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3・4 略

(単身赴任手当)

第22条の4 略

2 略

3 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められ

との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(在宅勤務等手当)

第22条の5 住居その他これに準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(特殊勤務手当)

第23条 略

(特地勤務手当等)

第23条の2 略

2 略

3 第21条第1項に規定する地域に所在する特地学校に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

るもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(特殊勤務手当)

第23条 略

(特地勤務手当等)

第23条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校として人事委員会に協議して教育委員会規則で指定するもの（以下「特地学校」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の合計額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

3 第21条の2第1項に規定する地域に所在する特地学校に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

第23条の3 職員が学校を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校が特地学校又は任命権者が人事委員会に協議して指定するこれらに準ずる学校（以下「準特地学校」という。）に該当するときは、当該職員に

(特定の職員についての適用除外)

第23条の4 第7条第1項から第8項まで、第19条の2及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第19条の2、第20条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及び前条の規定は、短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。

3 略

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは休日等又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第22条第1項に規定する管理職手当の支給

は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際任命権者が人事委員会に協議して定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地学校又は準特地学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地学校又は準特地学校に該当することとなつた学校に勤務する職員でその特地学校又は準特地学校に該当することとなつた日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第23条の4 第7条第1項から第8項まで、第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第23条の2及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及び前条の規定は、短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。

3 略

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは休日等又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第22条第1項に規定する管理職手当の支給

を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額

(2) 略

4 略

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額

4 略

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110

定年
前再
任用
短時
間勤
務員
以外
の職
員

400,400
401,600
402,900
404,200
405,500
406,800
408,200
409,400
410,600
412,000
413,400
414,700
415,900
417,100
418,400
419,800
421,100
422,300
423,300
424,500
425,700
426,800
428,000
429,000
430,100
431,100
432,100
433,100
434,000
434,800
435,600
436,400
437,100
437,500
437,900
438,300
438,700
439,000
439,300
439,500
439,800
440,100
440,400
440,600
440,800
441,100
441,400
441,600
441,800
442,100
442,400
442,600
442,800

450,100
451,300
452,500
453,700
454,800
455,400
455,900
456,400
456,900

53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110

定年
前再
任用
短時
間勤
務員
以外
の職
員

383,500
385,000
386,400
387,800
389,300
390,900
392,500
393,900
395,100
396,500
397,900
399,200
400,400
401,600
402,900
404,200
405,500
406,800
408,200
409,400
410,600
412,000
413,400
414,700
415,900
417,100
418,400
419,800
421,100
422,300
423,300
424,500
425,700
426,800
428,000
429,000
430,100
431,100
432,100
433,100
434,000
434,800
435,600
436,400
437,100
437,500
437,900
438,300
438,700
439,000
439,300
439,500
439,800
440,100
440,400
440,600
440,800
441,100

429,200
430,700
432,300
433,900
435,400
436,900
438,100
439,300
440,500
441,800
443,000
444,200
445,300
446,500
447,700
448,900
450,100
451,300
452,500
453,700
454,800
455,400
455,900
456,400
456,900

111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員

略

備考 略

111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153

441.400
441.600
441.800
442.100
442.400
442.600
442.800

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員

略

備考 略

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

53	392,000	412,300
54	393,100	413,400
55	394,100	414,500
56	395,100	415,600
57	396,200	416,600
58	397,200	417,800
59	398,300	419,000
60	399,400	420,200
61	400,400	420,800
62	401,500	421,600
63	402,600	422,300
64	403,600	422,800
65	404,500	423,100
66	405,400	423,400
67	406,400	423,800
68	407,400	424,200
69	408,200	424,500
70	409,000	424,900
71	409,700	425,200
72	410,500	425,500
73	411,200	425,800
74	411,800	426,200
75	412,500	426,500
76	413,200	426,800
77	413,800	427,100
78	414,500	427,400
79	415,000	427,700
80	415,600	427,900
81	416,000	428,100
82	416,400	428,400
83	416,700	428,700
84	417,000	428,900
85	417,200	429,100
86	417,500	429,400
87	417,800	429,700
88	418,000	429,900
89	418,200	430,100
90	418,500	430,400
91	418,800	430,700
92	419,000	430,900
93	419,200	431,100
94	419,500	
95	419,800	
96	420,000	
97	420,200	
98	420,500	
99	420,800	
100	421,000	
101	421,200	
102	421,500	
103	421,800	
104	422,000	
105	422,200	
106		
107		
108		
109		
110		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

53	378,500	398,300
54	379,700	399,600
55	380,900	400,600
56	382,100	401,700
57	383,200	402,900
58	384,500	404,100
59	385,800	405,300
60	387,000	406,500
61	387,900	407,600
62	389,100	408,600
63	390,100	409,900
64	391,200	411,100
65	392,000	412,300
66	393,100	413,400
67	394,100	414,500
68	395,100	415,600
69	396,200	416,600
70	397,200	417,800
71	398,300	419,000
72	399,400	420,200
73	400,400	420,800
74	401,500	421,600
75	402,600	422,300
76	403,600	422,800
77	404,500	423,100
78	405,400	423,400
79	406,400	423,800
80	407,400	424,200
81	408,200	424,500
82	409,000	424,900
83	409,700	425,200
84	410,500	425,500
85	411,200	425,800
86	411,800	426,200
87	412,500	426,500
88	413,200	426,800
89	413,800	427,100
90	414,500	427,400
91	415,000	427,700
92	415,600	427,900
93	416,000	428,100
94	416,400	428,400
95	416,700	428,700
96	417,000	428,900
97	417,200	429,100
98	417,500	429,400
99	417,800	429,700
100	418,000	429,900
101	418,200	430,100
102	418,500	430,400
103	418,800	430,700
104	419,000	430,900
105	419,200	431,100
106	419,500	
107	419,800	
108	420,000	
109	420,200	
110	420,500	

111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				

定年前再任用
短時間勤務職員

略

備考 略

111				420,800
112				421,000
113				421,200
114				421,500
115				421,800
116				422,000
117				422,200
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				

定年前再任用
短時間勤務職員

略

備考 略

(へき地手当等に関する条例の一部改正)

第2条 へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)に勤務する当該職員を含む。)及び事務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。)であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。</p> <p>(へき地手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第9条の2又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第21条に規定する地域手当が支給される地域に所在するへき地学校等に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</p> <p>(へき地手当に準ずる手当)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)に勤務する当該職員を含む。)及び事務職員(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。)であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。</p> <p>(へき地手当)</p> <p>第4条 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額合計額に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。</p> <p>1級 100分の4 2級 100分の8 3級 100分の12 4級 100分の16</p> <p>2 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の2を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。</p> <p>3 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第9条の2又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第21条の2に規定する地域手当が支給される地域に所在するへき地学校等に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</p> <p>(へき地手当に準ずる手当)</p>

第5条 略

第5条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場（以下「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別地学校に該当するときは、当該職員には、次項に定めるところにより、当該異動又は学校等の移転（以下この条において「異動等」という。）の日から3年以内の期間（当該異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた職員（以下この条において「特例職員」という。）にあっては、6年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4（特例職員にあっては、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2）を乗じて得た月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。

2 前項のへき地手当に準ずる手当の支給は、異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（特例職員にあっては、6年）に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

(1) 職員がへき地学校等若しくは特別地学校以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のためへき地学校等若しくは特別地学校に該当しないこととなった場合当該異動又は移転等の日の前日

(2) 職員が他のへき地学校等若しくは特別地学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該学校等が引き続きへき地学校等又は特別地学校に該当する場合に限る。）住居の移転の日の前日

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 削除</p>	<p><u>（4週間単位の正規の勤務時間の割振りの特例）</u> 第7条 教育職員のサービスを監督する教育委員会（以下「<u>サービス監督教育委員会</u>」という。）は、教育職員について、4週間を平均して1週間の勤務時間が</p>

人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分又は特定の週において当該教育委員会規則で定める時間を超えて勤務させるよう正規の勤務時間を割り振ることができる。

(1年単位の正規の勤務時間の割振りの特例)

第8条 服務監督教育委員会は、教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある者については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により服務監督教育委員会が定める義務教育諸学校等の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間等条例第3条第1項から第4項まで及び第4条の規定にかかわらず、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、週休日及び正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2～6 略

(1年単位の正規の勤務時間の割振りの特例)

第8条 教育職員のサービスを監督する教育委員会(以下「服務監督教育委員会」という。)は、教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある者については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により服務監督教育委員会が定める義務教育諸学校等の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間等条例第3条第1項から第4項まで及び第4条の規定にかかわらず、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、週休日及び正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2～6 略

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</p>

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 略

2 略

3 任命権者は、職員（教育委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として教育委員会規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき、前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

(休憩時間)

第7条 略

3 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 略

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(休憩時間)

第7条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少な

2 任命権者は、次に掲げる場合には、教育委員会規則で定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限)

第8条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。次項及び第3項、第10条第1項、第12条第3項、第15条第1項、第16条、第20条並びに第21条第1項において同じ。）は、3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条及び第15条の3第1項において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第3条から第6条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条及び第15条の3第1項において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職

くとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、教育委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限)

第8条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。次項及び第3項、第10条第1項、第12条第3項、第15条第1項、第16条、第20条並びに第21条第1項において同じ。）は、3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第3条から第6条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、教育委員会規

員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

（介護時間）

第15条の2 略

（子育て部分休暇）

第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、公立学校職員の給与に関する条例第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認）

第16条 病気休暇、特別休暇（教育委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、教育委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（介護時間）

第15条の2 略

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

第16条 病気休暇、特別休暇（教育委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、教育委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、第17条、第19条の2、<u>第20条</u>、第22条、第22条の2、第23条（同条第1項第8号に係るものに限る。）及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、第17条、第19条の2から第21条まで、第22条、第22条の2、第23条（同条第1項第8号に係るものに限る。）<u>、第24条の6</u>及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与</p>

条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、学校職員給与条例第24条の6第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分、第2条から第4条までの規定及び第5条中第2の表の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「第1の表改正後給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和6年4月1日から、第1の表改正後給与条例第24条の3第2項及び第3項並びに第24条の6第2項の規定並びに第5条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1の表改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条中第1の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第5条中第1の表の改正部分による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ（号給の切替え）
- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において公立学校職員の給与に関する条例（附則第6項及び第8項において「給与条例」という。）別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものが切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会に協議して教育委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条中第2の表の改正部分による改正後の給与条例（次項において「第2の表改正後給与条例」という。）第20条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 7 第2の表改正後給与条例第22条の4第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 8 切替日以後に新たに職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年香川県条例第33号)附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等(以下この項及び次項において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる給与条例第23条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用職員について適用する。

(再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 9 再任用職員に対して適用されることとなるへき地手当等に関する条例第5条の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校等の移転があった再任用職員について適用する。

(教育委員会規則への委任)

- 10 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第4項関係)

1 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4

21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	

54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		

87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

2 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級

旧号給	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16

33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	

66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	

99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>時間外勤務手当</u>、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、<u>期末手当</u>、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項各号(第2号を除く。)</u>のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項本文の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害がある者</p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地</p>

(住居手当)

第8条 略

(1) 略

(2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので管理者が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第10条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(在宅勤務等手当)

第10条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その

域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に対して支給する。

2 医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、地域手当を支給する。

(住居手当)

第8条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で管理者が定めるもの

(2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので管理者が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第10条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(管理者が定める要件を備える職員に限る。)その他これに準ずる職員に対して支給する。

他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第11条 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をしたものに対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をしたものに対して管理職員特別勤務手当を支給する。

(勤勉手当)

第18条 略

(特定の職員についての適用除外)

第27条 略

2 第5条、第6条及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 略

4 第4条、第6条、第8条、第10条、第10条の2、第16条及び第19条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

5 略

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(特殊勤務手当)

第11条 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務したものに対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したものに対して管理職員特別勤務手当を支給する。

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じて支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第27条 略

2 第5条、第6条、第7条第2項、第8条及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 略

4 第4条、第6条、第8条、第10条、第16条及び第19条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

5 略

(特定任期付企業職員の給与の種類及び基準に関する特例)

第6条 略

(病院局企業職員給与条例の適用除外等)

第7条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）第3条から第6条まで、第8条及び第12条から第14条までの規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。

- 2 特定任期付企業職員に対する香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「「管理職員」という。」とあるのは「「管理職員」という。）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(特定任期付企業職員の給与の種類及び基準に関する特例)

第6条 略

- 2 任命権者は、特定任期付企業職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(病院局企業職員給与条例の適用除外等)

第7条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）第3条から第6条まで、第8条、第12条から第14条まで及び第18条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。

- 2 特定任期付企業職員に対する香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第1項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「改正後の企業職員条例」という。）第6条の規定の適用については、同条第1項中「第5号」とあるのは「第6号」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害がある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含む。）とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 3 改正後の企業職員条例第10条第2項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（通勤手当等）</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（通勤手当等）</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

第2

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（通勤手当等）</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（通勤手当等）</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1の表の改正部分による改正後の知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和6年12月1日から適用する。
 （期末手当の内払）

- 3 改正後の条例第4条の規定を適用する場合には、第1の表の改正部分による改正前の知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例議案

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び</p>

責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1の表の改正部分による改正後の香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例第4条の規定を適用する場合においては、第1の表の改正部分による改正前の香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。